

R D最終処分場問題自治会長会議（4/30欠席自治会への説明）概要
（栗東ニューハイツ、中浮気団地、日吉が丘）

日 時：平成21年5月12日（火） 19：30～22：15

場 所：中浮気団地自治会館

出席者：（滋賀県）上田室長、梶岡参事、井口副参事、卯田主幹

（栗東市）乾澤部長、竹内課長、今村室長

（地 元）（栗東ニューハイツ）自治会長、ほか2名

（中浮気団地）自治会長、ほか8名

（日吉が丘）自治会長、ほか2名

（県会議員）九里議員

（マスコミ）5名

（全出席者 28名）

1. 主な意見

（第三者委員会）

- ・これまで対策委員会等がきちんと議論をして、ちゃんとした結論が出されても、県は自分の意向に合わないとは反対にしてくる。第三者委員会でも同様のことを繰り返すのではないかと。第三者から助言をもらっても言うことを聞かないのであればやっても無駄である。
- ・対策委員会も専門家を入れてやったのではないかと。第三者委員会をやって対策委員会と同じような内容になるのではないかと。対策委員会とどう違うのか。
- ・第三者委員会が県の案を覆すような提案をしたら、県はそれを飲むのか。県の姿勢をはっきりしてほしい。
- ・「第三者委員会でなんとか」と言われても、これまでの県のやり方からいって、何とかなることはあり得ない。
- ・現行の特措法期限内で抜本対策を考えるのか。延長を視野に入れてやるのか。
- ・住民の向いている方向に県も向いてほしい。
- ・住民を説得する第三者委員会ならいい。
- ・第三者委員会には「よりよい原位置浄化策」を白紙にして臨むのか。「よりよい原位置浄化策」を納得してもらいたいからやるのか。この点について合同説明会で説明してほしい。

（これまでの県の対応）

- ・住民からの意見がいくらあっても、県の意向に沿わなければ取り入れてくれない。
- ・県は自分たちの意見が通らないと別のやり方を考える。こんなことをやっていると、解決に向けて動き出すのに20年以上かかった豊島みたいになる。
- ・県は何とかしてお金を持ってくるという努力が見えない。住民の意見を踏みにじっていけば解決すると思っているのか。
- ・「RD社が存続している間は県が対策を講じられなかった」などと言われると、住民の立場は何にもない。

(産廃特措法)

- ・特措法延長が無理になった場合の県の覚悟を説明してもらわないと県がどうするつもりかわからない。
- ・特措法を使って早くやってほしいというのが住民の願いである。
- ・特措法ができてからRD社破綻まで時間があつたのに、破綻するまで特措法を使わず、ここに来て「特措法の範囲内で」と言うのはおかしい。

(許可を取り消された処分場の廃棄物掘削)

- ・処分場許可の取り消しによって掘削した廃棄物は場外処分が必要になると聞いているが、この点を詰めておかないとダメである。

(情報公開)

- ・県は元従業員の証言内容を公開しないが、あそこにああいうものが埋まっているということはみんなの前で話をするべきである。

(合同説明会)

- ・今この場で誰も納得していないのに、この状態で合同説明会をやってもダメである。
- ・7自治会に対する説明会とは別に栗東市民全体に対する説明会を持ってほしい。

(処分場土地の県有地化)

- ・処分場土地県有地化の件が今どういう状況であるのかについて自治会に話をしないとえらいことになる。

(緊急対策)

- ・緊急対策の詳細設計でどういうことをやろうと考えているのかわかるような説明をしてほしい。
- ・覆土工がどうなるのか心配している。
- ・水処理施設を動かすのであれば、施設をフル稼働させて地下水を汲み上げてやるべきである。

(その他)

- ・説明資料の「安定型書処分場の概要」のところで、平成10年に追認された理由など諸々の経過と現在の容量を明記し、違法なものがどれだけ埋められているのか、きちんと書いてほしい。
- ・平成18年6月19日に破産の手続きが開始され、平成20年5月28日に処分場の施設許可が取り消された。県の対策委員会で情報を公開して、近い将来処分場の施設の許可が取り消されるということを皆で共有できるようにするべきだったと思う。
- ・平成20年5月28日の措置命令と同日に「処分場の施設の許可の取り消し」がなされているので説明資料に明記してほしい。
- ・説明資料の「処分場調査の概要」のところで、ヒ素や総水銀やカドミウムが土壌由来と書かれているが根拠はあるのか。県の都合のいいように一方的に書かれている。県の対策委員会では、そういう状況ではなかった。

2. 協議概要

室長(上田): みなさんこんばんは。私、最終処分場特別対策室長の上田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。本日は大変お忙しいところ、またお疲れのところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。RD問題につきましては、今年の5月から、県としましては最終的に「よりよい原位置浄化策」ということで、皆さまにご同意を頂きたいということで説明会にあがらせていただきました。そういう中で、ひとつの自治会については同意の方向ということをお示しいただきましたが、周辺7自治会のうち6つの自治会が反対だというふうなご回答を頂いたわけですが、栗東市さんが同意、まあ条件付でございますけれども同意ということをお示しを頂きましたことから、私ども琵琶湖環境部として「よりよい原位置浄化策」の予算を約10億円要求を上げさせていただきましたが、最終的に知事の判断の中で、住民の皆さんともう一度よく話し合いを進めていくという結論になりまして、放っておけない部分、緊急対策、そういうものについては実施するけれども、恒久的な対策につきましては、住民の皆さんともう一度またご迷惑をかけることになりまして、ご協議いただいて、そしてしっかりやっていくという方針を示されましたことから、本日、4月30日にこの会議ということでございますが、ご欠席いただきました自治会につきましては、本日機会を頂きましたことから、わたしども近く7自治会を対象とする住民の皆さんを対象とする説明会、今後の取り組み、この、これまでの経過と21年度予算の概要ですとか、今後の地元協議の進め方について、住民の皆さんを対象とする合同説明会をまずはさせていただいたうえで、また自治会とお話をさせていただきたいというふうな思いを持っておりますことから、本日は、その合同説明会に向けて、その資料を持ってまいって、そして皆さんのご意見を頂いて、そして何とか、また申し訳ございませんが、このRD問題解決のためにご協議を頂きますようお願いを今日寄せていただいたわけでございます。本日、4月30日の次第を配らせていただきますが、ひとつは、これまでの経過と21年度予算の概要と、それから、今後の地元協議の進め方と、もうひとつの資料として、RD最終処分場の概要を整理したものがございます。それにつきましては、また4月30日に頂きましたご意見も披露させていただいたうえで説明をさせていただきたいと思っております。まず、私ども新しいスタッフも来ておりますことから、また、役員さんもお替わりになられたことでございますので、自己紹介をまずさせていただいたうえでこの説明に入らせていただきたいと思います。隣におりますのは対策室の参事で梶岡と申します。梶岡さんは土木の技術職でございます。隣が去年も寄せていただきましたけれども井口副参事でございます。彼も土木の職員、土木技師という立場でございます。その隣も去年から、その前からお世話になっておりますけれども、卯田でございます。卯田につきましては化学職の職員でございます。栗東市さん。

市部長(乾澤): 皆さんこんばんは。私、市役所の環境経済部長の乾澤でございます。いつもありがとうございます。本日寄せていただいておりますのが、隣の生活環境課長、今年度から就きました竹内でございます。その隣におりますのは、産廃の対策室長の今村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

室長: それでは、早速でございますけれども、まず、次第の1番目のこれまでの経過と21年度予算の概要につきましては、担当の方から簡単に説明をさせていただきます。どうぞ

よろしくお願いいたします。

副参事(井口): すいません。ちょっと座らせて説明させていただきます。お手元にありますRD最終処分場問題解決に向けての今後の取り組みについてという3枚ものですが、これで説明させていただきます。まず、めくっていただきまして、1ページでございます。これまでの取り組みということで、ざっと書いております。これの昨年度の分について簡単に説明させていただきます。真ん中あたりからですが、昨年の4月9日に対策委員会の答申が知事に提出されました。この4月9日のやつでは、いわゆるA2案、全量掘削して半分戻すという案。仮設的に全周遮水壁というような案が推奨すべき案ということで答申が出されました。そのあと5月11日に知事と住民との意見交換会ということで、栗東の中央公民館の方でさせていただきました。その辺を受けまして、5月15日に実施計画策定の基本方針の公表ということで、ここでは知事が環境農水常任委員会で説明をしたわけですが、いわゆるD案ですね、全周を遮水壁で囲んで覆土をして水を揚げるなり、あるいは自然換気するなどして原位置で浄化しようという案を基本としたいということで公表をさせていただきました。それを受けまして、5月から地元説明会をさせていただいたと。その間に、5月28日はRD社および元社長に対しての措置命令等を出しております。5月から8月にかけて、概ね2巡説明をさせていただきたいわけですが、なかなか厳しい意見が多いということで、4つの柱と言ってますけども、処分場土地の県有地化の検討ですとか、焼却炉については、それまで洗浄除去という言い方をしてましたけども解体撤去すると。あるいは、モニタリングと監視員会で住民の方にも入っていただく。あるいは、対策工事期間中の周辺環境についても十分に配慮するというような4つを加えて、「よりよい原位置浄化策」と県の方では呼んでおりますけども、そういう形にしまして10月に3巡目となります説明会をさせていただき、そこで何とこの原位置浄化策で同意いただきたいというようなお願いをさせていただきました。11月4日に同意要請の文書を各自治会と栗東市さんの方に出させていただきました。その結果は先ほど室長も申しましたけども、1自治会だけが同意ということで、あとの6自治会は同意できないというような結果でございました。あと、栗東市さんにつきましては、1月の28日に県案に付帯決議付きですが、同意の議決を頂いたということでございます。このような結果を受けまして、一番下ですが、2月5日に、この「よりよい原位置浄化策」に係る当初予算、当初10億ほどを見積もっておったんですけども、その見送りの表明をしたと。それで住民の皆さんとの話し合いをもうちょっとしようというようなことで予算を見送ったというようなことでございます。これが昨年度のざっとした概要です。2ページですが、それで、今後、今年度、これからどうするのかということですが、上の方が抜本対策実施に向けた取り組み、下の箱がそれまでの当面の取り組みということです。まず上の方の抜本対策実施に向けての取り組みということで、基本的な考え方としまして住民の皆さんの合意と納得、あと効果的かつ合理的、あと産廃特措法による国の支援が受けられるというような3つを基本として考えております。このうちの左の2つにつきましては、中立的な第三者のお力を借りて住民さんと県との話し合いの場をつくりたいということで、設置理由としましては、それまでは県と住民さんということで話しをさせていただいてましたけども、当事者同士の話し合いということで、話しが平行線で、もう膠着状態ということですので第三者に入らせていただいて、両方の意見を聞いて頂いて客観的な評価なりコ

メントなりを頂くというふうにすべきかなということでこういうようなものを考えております。この話し合いの場をどういうふうにする、あるいは、メンバーをどうするというようなことにつきましては住民さんの意見も伺って、住民さんも県も納得できるような場にする。メンバーなり進め方なり、両方が納得できるような形にして進めていきたいというふうに考えております。あと、右側の方、産廃特措法の期限延長ですけども、「よりよい原位置浄化策」は工事が3年と、あとの効果確認に1年くらいみておりますと4年間くらいという話で、今もう特措法の期限が24年度末、平成25年3月31日までなんですけども、今もう4年を切っております。そういう中で、この期限内に「よりよい原位置浄化策」というのは、4年切って、どんどん時間的に厳しくなっているというようなことですので、この期限延長について国に強く要望していくということで、今既に要望もしておりますが、さらに要望活動をしていきたいということで考えております。これが抜本対策ということで、それまでどうするかというのが下に書いておりますけども、抜本対策やるまではある程度時間がかかるということが考えられますので、それまで放置できない地下水の汚染が外に出続けているとか、廃棄物が露出しているというようなことがございますので、この辺を緊急に対策を講じる必要があるというようなことで考えております。下に概要ということで書かせていただいておりますが、これについてはあとの4ページ目、5ページ目の方で説明させていただきます。4ページ目でございますけども、これは3月13日の議会の常任委員会の方で使った資料ですけども、上の方に予算見積額ということで、今年度は2億1千127万2千円、予算がみております。そのうちの支障除去対策工、これがいわゆる緊急対策に相当するものがございます。これが1億8千万円あまりということで考えております。具体的な内容ですけども、5ページ、一番最後のページですけども、これを見ていただきたいんですけども、この、とかカタカナのアイウというのは先ほどの4ページの記号と対応しておりますんですけども、まずのア、真ん中に書いてますけども、調査及び設計5千万円。これにつきましては緊急対策をやるのに設計をする必要がありますので、その設計費とあと調査費。ここにはケーシング掘削調査の写真が載っておりますけども、有害物の状況とかを確認するのにケーシング掘削等の調査をするお金をみております。設計については緊急対策用ということですのですぐにやりたいということで考えてますけども、調査につきましてはどこを調査するとか、どういう調査をするとかいうようなことについては先ほど申しました中立的な第三者に入っていたいただいた話し合いの場の中で決めていきたいというふうに考えております。次にカタカナのイ、右上の方にありますけども、焼却炉の撤去8千500万円。これはRDのところにも2基焼却炉がございますけども、これの解体撤去費として8千500万円を計上しております。次にウ、左の方にありますけども、覆土工、水路工で1800万円。これは、ここの真ん中のこの図面にちょっと網掛けになっております。これが約2万3千平方メートルございます。これは現地見ていただきますとわかりますけども、土が被って無くなって廃棄物が露出したような状態になっているところ。そのままにしておきますと廃棄物が飛散するですとか、あるいは雨が降った場合に廃棄物に触れて有害物が雨水に混じって周りの公共用水域ですね、川とか池とかに入っていくというようなおそれがありますので、土なりシートなり、その辺具体的なものは詳細設計でという話になりますけども、そういうようなものを被せてやろうというようなものです。水路工といえますのは、水が、土なり何なり被せましても、雨が降って水が溜まりますと染みこんだりして、それが汚染された地下水の拡散量が増

えるということになりますんで、その辺速やかに水が外に逃げるといふか、流れるように水路の補修なりをやりたいというようなものでございます。次に工ですけども、下のところに書いております仮置き廃棄物適正管理、下水道接続、西市道側法面工で1600万円でございます。この仮置き廃棄物の適正管理といいますのは、ひとつはこの右の真ん中にある写真で皆さんご存じかと思っておりますけども、あそこの建物の中に掘削調査で出てきましたドラム缶等の違法の埋立廃棄物が置かれています。これを適正管理ということですので、もうちょっと、例えばきちんとした入れ物に入れて周りに影響の出ないようにするというふうにしたいと考えております。あとまた、掘削調査をしましたときに、掘りました廃棄物を山に積んでブルーシート、青いシートを被せているところが何箇所かあるのを皆さんご存じやと思っておりますけども、あのブルーシートがかなり老朽化しております穴が開いてきているということで、あれについても何とかしよう。具体的にはシートを張り直すのか、その辺も詳細設計で検討することになりますけども、それを何とかしたいということです。ふたつめのポツの下水道接続はこの図面の下にちょっと線が入ってますけども、今現在経堂ヶ池の上流のところに水処理施設がありますけども、これを稼働させたいと考えております。稼働させまして、処理された水については下水道に接続して放流するというようなことを考えております。下水道につなぐためには栗東市さんの公共下水道につなぐ必要がありますので、これは栗東市さんの協議も必要となりますけども、この辺を何とか進めていきたいというふうに考えております。これをすることによりまして、少しでも汚染された地下水が周りに広がるのを減らそうということです。3つ目のポツの西市道側法面工。ここも非常に急勾配になってますし、一部掘削調査したところについてはさらに急勾配でブルーシートなんかもちょっとやられてきてますので、あれを何とかしたい。具体的には、もうちょっと、シートやり替えるか、もう一回上に覆うか、まあその辺ありますけども、そういうような形で、廃棄物の飛散ですとか、廃棄物に触れた水が外に出るとかいうのをなくしたいというふうに考えております。以上が緊急対策工の概要でございます。次、3ページですけども、これは緊急対策等実施のための概略手順案ということでございます。上からいきますと、地元自治会なりと意見交換会、あるいは地元説明会をずっとさせていただくということで、ある段階からこの中立的第三者を交えた話し合いの場を設置して恒久対策なり、あるいは有害物調査のやり方について話し合いを進めたいということです。真ん中から下のところの緊急対策でございますけども、これはまず設計をせんとあかんのですけども、設計をやるのに先立ちましてその積算といいますけども、県の方でいくらかいかかるかを出しまして、それを業者さんに入札と、あと契約というような手続きが必要ですので、そういうのをやっていきたい。それで設計が出来ましたら、実際工事をやる準備をして工事にかかっていくということで、この中では一番上に書いております焼却炉の解体撤去。これにつきましては昨年度の地元説明会でも地元さんの要望が強いというふうに感じておりますので、これをまず早くやっていきたいなというふうに思っております。あとその下について、だいたいこんな段取りで思っておるんですけども、地元の近くの自治会の皆さんにも説明はさせていただいてご理解をいただいて設計を進める、あるいは工事に入るというような形で進めていきたいというふうに考えております。一番下の周辺環境影響調査でございますけども、これにつきましては、予算が先ほど4ページのところに1500万円と書かれておりますけども、これも昨年度よりもちょっと予算を増やしてもらっております、これが下流、RDよりも下流の部分の水質の

汚染の状況を昨年度よりももう少し広く見てみようということで、調べる範囲をちょっと増やしまして影響を調べたいというふうに考えております。以上、簡単でございますけれども、これまでの取り組みと、これからの取り組みということで説明させていただきました。

室長：もうひとつ地元説明資料ということで、この資料を付けさせていただいております。これにつきましては、4月30日に、3自治会集まっていた中で、お叱りも頂いておるんですが、4月30日のところに配らせていただいたものでございますので、ご指摘を受けたところも含めまして、簡単に説明させていただきたいと思っております。まず、めくって頂きますと、これは栗東市の場所、それから2ページがその栗東市の中でどういう位置関係になるかということで、住民の皆さんから頂いた、栗東市の出庭の水源地の場所ですとか、それからRD処分場と出庭の水源地の場所とか、道路がこういう状況にはしているというようなのを付けたものでございます。3ページは処分場の概要ということで、今現在お願いしております周辺7自治会の位置関係を示したものでございます。4ページは処分場の航空写真でございます、5ページが安定方処分場として許可している内容でございます。この中でお叱りを頂いたのは、許可容量40万1188と書いてあるんだけど、実際は私どもの追加調査の中で72万立米ほど埋め立てられているということで、その点の記載がないということで、お叱りを頂きました。許可容量としては40万1千ですけども、実際は私どもの推定では72万立米、追加調査の結果でそれくらい埋め立てられているという状況でございます。それと6ページが、今年、焼却炉を撤去したいという思いがございますけども、その焼却炉の施設の概要を簡単に整理させていただいたものでございます。7ページは処分場の経緯ということで、処分場許可からRD社が破産するまでが7ページに、簡単に整理をさせていただいております。8ページの黄色の部分がRD社破産から平成21年度対策工予算見送りまでの部分のおおまかな経緯をここで取りまとめしております。9ページにつきましては、県として今まで行政処分してきた内容につきまして、平成10年と13年に改善命令を出してきたということで、これはまた経緯の中に書いておりますけども、こういうことをしてきたと。それから10ページにつきましては、平成18年4月から20年9月に至るまでの措置命令を発令してきたことの大きなものを5つ書させていただいております。これは前ページの、8ページの黄色い中でこういうことしているんだということはまた書かさせていただいております。それと11ページの資料につきましては、これは一番上見ていただきたいんですが、右の一番上でございますが、新たな局面というのが、これがRD社が経営破綻した、それ以降のRD処分場問題解決に向けた取り組みフローということで、私どもがこのフローでやってきているということの概要を示したものでございます。現在のところ、11ページの下の方にRD最終処分場問題対策実施計画案というのがございます。真ん中よりやや下で。対策委員会を開いて、課題の洗い出しをして、課題の整理をして、対応案を作成して、そして対応案に基づいて実施計画を作ると。これがまだ出来ていないというところでございます。この実施計画が出来ますと、県の環境審議会にかけて、環境省の同意をもらって、そして是正工事を実施するというのが、平成18年6月くらい、7月くらいですか、から私どもがこういうフローでやろうというようなことを思っておった取り組みフローでございます。12ページ、13ページは、県がこれまでやってきた、ないし、栗東市さんで調査をしていた

だいてきた調査の、こういう調査をやってきましたということを簡単に整理をさしていただいております。14ページは、その処分場の掘削について、した部分とか、表層ガス調査をした部分とか、そういうところの部分が、少し細かい字でございますが書かさせていただいております。15ページは、西市道側のドラム缶で、併せて105個のドラム缶が出てきたというところの調査、そして写真を付けさせていただいております。現在、そのドラム缶については、処分場の中の建屋に入れておるんですが、その写真が16ページに載せさせていただいております。それから17ページには、処分場調査の概要ということで、追加調査の概要ということ。これは20年の2月から約1ヶ月ほどでしたものでございますが、その結果がここで整理させていただいております。次のページは、その18ページはその写真でございます。19ページにつきましては処分場調査の概要ということで、どういうものが出ておるかということ井戸ごとに整理したものが19ページでございます。20ページにつきましては、有害物質が出ておることと、その地下水からどういう有害物質が出ておるか、浸透水はどういう有害物質が出ておるか。想定される原因というところで、これ、ご意見を頂きました。私どもの現在の見解については、ヒ素はどうも土壌由来と違うかと思っているということで、この部分と、総水銀が土壌由来と書いてあるのはもう少し話をしてから書けというようなご意見を頂きまして、前回は、この資料は、今度私どもがお願いしようとしております周辺7自治会の全体説明会の中では出さないという約束をさせていただいた部分でございますが、この辺りが例えば今後中立的第三者の中で、土壌由来なのかどうか。私どもなんで土壌由来かと書いてますかと、先ほど説明させていただいた実施計画の中で目標を定める必要があります。例えばダイオキシン類は地下水や浸透水から出っておって、これは燃え殻やというふうなことで、これは外に出しませんということで目標に設定します。それから鉛につきましては、プリント基板とか廃バッテリーということ。もうひとつここに書いてないのですが、燃え殻も鉛に該当するように思います。これは、外へはもう鉛は出しませんという目標設定をする必要の中で、こういう整理をさせていただいて、例えば土壌由来であれば、ヒ素は外でもあれば、目標として設定することは非常に難しいという意味合いでこういう考え方をしているんですが、それについてはまたご議論があるし、また議論を整理しないといけないと。それについては中立的第三者のお力を借りていきたいというふうな思いを持っております。21ページは、その生活環境保全上の支障またはそのおそれに対する対策工ということで、これは私どもが説明させていただいてきたものの内容を整理をさせていただいております。22ページは対策工の範囲を平面図で書かさせていただいているものでございます。23ページは対策委員会を設置しましたので、その対策委員会の状況、学識経験者13名、栗東市さんから推薦いただいた住民の皆さん6名、栗東市の職員、併せて20名で会議運営を公開でやってきたいということを簡単に整理をさせていただいております。次の24ページは、その専門部会ということで、理工学系の専門家にお集まりを頂いてこういう会議をしてきましたということで、24ページに写真を載せさせていただいております。25ページにつきましては、原位置浄化策+有害物掘削除去案が45億ほどかかります。それから全量撤去+処理土再利用埋戻案、A2案が約240億ほどかかります。それから粘土層修復案が約90億円ほどかかりますということで、これ私ども説明してきた資料をそのまま付けさせていただいて、その26、27、28がその対策の具体的内容を整理したものでございます。そのうえで29ページにつきましては、原位置浄化策D案について、

4つの柱ということで有害物の除去、それから、対策工、29ページでございますが、対策工実施期間中の周辺生活環境への配慮、それからモニタリングと監視委員会の設置、それから処分場土地の県有地化の検討、そういう4項目を加えて、「よりよい原位置浄化策」というものを説明をさせていただいたということでございます。それに関しまして、30ページから31ページ、32ページ、33ページ、34ページ、35ページ、これは私どもが、去年、3巡ほどさしていただいて、住民の皆さんから頂いたご意見を簡単に整理させていただいたものでございます。例えば30ページでは、遮水壁、ソイルセメント遮水壁については漏水する。漏水しても修理できないやないか。経年劣化して50ももたないやないかというふうなご意見を頂いたということで、30ページ、31ページ、32ページ、33ページ、34ページ、35ページ、というもので整理をさせていただいたところでございます。36ページは周辺自治会の同意状況ということで、ひとは協議団体の推移ということで、当初、合同対策委員会と上向自治会ということで、2つでございましたが、平成20年5月以降は7自治会と合同対策委員会。そういう団体に、自治会ないし委員会に説明をさせてきていただいたというふうなことを整理したものでございまして、37ページは北尾団地自治会につきましては、同意の方向ということでお示しを頂きましたけども、小野自治会以下、6つの自治会につきましては、このような不同意であるというふうなところのものについて簡単に整理をさせていただいたものでございます。38ページは、実施計画につきましては、対策工を何にするか、それから事業者責任追求をどうするか、それから県はどのような検証をして、このような問題が二度と起こらないか、そういうことを実施計画にまとめる必要がございます。そういうものについてこういう県による検証をしたうえで、再発防止策としてはこういうことを考えておりますというイメージで整理をさせてもらったものでございます。そういう中で、今後の対応としては、中立的第三者によるコメントと助言を頂いて、なんとか膠着状態にある協議を進めて、抜本的な対策を打っていきたい。それに伴いまして、産廃特措法の延長を要望していくというのが、ふたつの大きいものでございます。ということで今日はこの資料は当日は出す予定はないわけでございますけども、この、これまでの経過と21年度予算の概要とそれから今後の地元協議の進め方について、皆さんのご意見を頂きながら、当日7自治会の住民の皆さんにまずスタートを一緒に集まっていたうえで、また自治会の方で個別に説明しにきなさいということをお願いしたら、私どもまた寄せていただくという形で、去年は順番にやっていった部分もあるわけでございますけども、まずスタートとしては7自治会で集まっていたうえで、ご意見を聞きながら、そして先ほど説明もありますけども、まずは対策工の中立的第三者について、知事はどのような考え方で進めていく、どのような決め方をしていく、どういふ人を選んでいく、それも住民の皆さんと協議しながらやっていきなさいということをおっしゃっておられますことから、是非とも大変ご迷惑かもしれませんが、大変お忙しい中申し訳ないわけでございますけども、ご協力いただいて、なんとか恒久的な対策が打てますようにご協力をいただきたいと思いますということで、今日寄せていただいたわけでございます。以上、私どもの説明をさしていただきまして、またご意見を賜りたいというふうに思います。なお、4月30日の日に、3自治会に会議をさせていただいたんですが、まだ、了承は頂いていないんですが、その会議概要について、私どもが整理したものがございます。もしよろしければ、そういうものを、今お配りをさしていただいても結構なんですけども、今自治会の皆さんにここに出して出すということで、してるんですけ

ども、これは各自治会でこうやったなというふうな確認は取っていないので、概要という形にしておりますので、また、そこら辺のことを、もし参考までにどんな意見が出たんやということであれば、今お配りをさしていただいてもいいかなと思っております。私どものなかでまとめたものでございます。まずは、私ども合同説明会をさしていただいて、そして意見を聞いて、そして中立的第三者の力を借りるといのはどういう形でやっていけばいいのか、そういうことについて、前回では、例えば行司役でなくて進行役という位置づけでないとかあかんのとちがうかとか、いうふうなご意見も頂きまして、そういうところから協議をさしていただいて、最初そこら辺でしっかりと協議をさしていただかないと、実は硫化水素調査委員会、過去につくったんですが、それはまた御用学者集めて来たんやないかとか、いうふうなご意見も出ておりますことから、そこをしっかりと抑えてほしいというふうなことの知事の指示がでございます。

住民：第三者というの、前の2月議会の段階で、県は検討さしていると聞いていたんですけど、いつ出てくるのかなというふうな感じで待ってましたけども、その状況を教えて欲しいんですけども。

室長：私どもですね、ひとつは、青写真よりもう少し、骨格みたいなことはいろいろ思うことはあるんですが、知事の姿勢が、住民の皆さんと対話して、そして、その意見を聞いたうえで決めて行けということ、その決め方の決め方まで協議ということ、記者会見等でおっしゃっておられますので、またそのことについては、私ども次の地元の説明会の中でどこまでお示しさしていただけるのかわかりませんが、示していくということ、思っておりますけども、今日のところは、まだそこまで資料は用意しておりません。

住民：検討はしておられるわけですか。県独自で。

室長：はい。それは、やはり住民の皆さんの話をしたうえで、突拍子なもの出してもですね、また、いけませんので、協議をしたうえで、この間、進行役みたいなものでないとかあかんというような話も出てまいりまして、そういうご意見を聞きながら、そのご意見を聞くのにある程度の資料を出さないと聞けないやないかということもございまして、それは自治会の合同説明会の中でどれくらい示させていただけるか、ちょっとまだ協議しておりませんが、ある程度、たたき台的なものは示させていただきたいと思っております。

住民：すいません。ちょっと質問させていただいていいですか。今日いただいた資料の今後の取り組みについての2ページのところで、中立的な第三者の力を借りる場の設置の横に、特措法期限延長と書かれてまして、その国の支援が受けられるものであることという中に期限が延長、これが今の時点で期限延長されるかどうかかわからないということだと思っておりますけれども、残っている特措法の、まあ、先ほど4年を切りましたとおっしゃった、その4年という中で、今この第三者の方に入っていた機関を設置して、抜本的な対策工を決めて、実施してやっていくという、その今の特措法の適用を受けてやっていくということで、この第三者という機関を設立するということなんですか。

室長：今年の1月の終わりでございますけども、10億の予算を私ども要求をいたしました。住民説明会の中で、その特措法の期限が切れてしまうと。それは「よりよい原位置浄化策」、遮水壁を打ったり、いろんな対策すると、どうしてもこれくらいの期間がかかると。それは、詳細設計、実施設計をしたうえでの期間をシミュレーションしております。そのシミュレーションするうえで、環境省との協議、それから環境省の所管する審査会、そういうものにかかる相手方の期間等を踏まえて、説明会でも、例えば8月中にお願いしたいとか、10月中にお願いしたいとか、こういうことを申しておりました。鉛筆なめなめ、技術の方にもうちょっとなんとかならんかということを書いてきたんですが、その最後がどうも1月末で予算を計上したら、環境省、実は相談というレベルしかさしてもらってない。県がどうするかというのは、腹決めてから協議するもんでございますので、その中で予算要求して、何とか環境省と協議をして、2月3月4月5月、例えば7月とかですね、そういう時点で環境省に同意をもらったら、うちは21年度予算が取りかかれるというふうに思っておりましたんで、何とかなるなと思ったんですが、今、その期間が、もう当初予算に計上しておりませんので、産廃特措法の期限延長というのは、ここに書いてありますように、議会の中では「現実的な課題」ということを言っておりまして、これは「よりよい原位置浄化策」を実施しようとするならば、産廃特措法の期限延長を強く国に求めていかないと出来ない。そういう状況に陥っていることは事実でございます。

住民：それが、今、「よりよい原位置浄化策」やから間に合わないのであって、他のもう少し違う方法で対応するというのであれば間に合うということなんですか。

室長：今までですね、粘土層修復案でも、まあ、全量撤去はもともと13年ですね、A2案。それから粘土層修復でいう90億円案でも4年ほど掛かるわけですね。私ども試算しておりました原位置浄化策については3年+ ですんで、一番短いやつで間に合いませんので、何とか、その特措法に間に合わそうということになれば、今、私どもが言っております原位置浄化策、「よりよい原位置浄化策」、それ以下のものをもう一回新たに考えると。それはご理解いただけんやろうと。要するに原位置浄化策で不同意という結果をいただいておりますんでね、どちらかというとなんか産廃特措法延長をしてみようということに力点を今置いておるといところでございます。

住民：その延長していただけるにこしたことはないんです。その国から支援いただけるというのはありがたいことなので。ただ、その延長がされなかった時にどうなるのか、どうするのかというところが、皆さんも不安に思っておられると思うんですけど。

室長：ひとつはですね、このRD最終処分場の廃棄物というのは、京都とか大阪とかですね、全国的に入ってきたごみです。それを県の単独費ですべて対応していくというのは、全県的な理解が得られないとは申し上げませんが、大変得られにくいやろうと思っております。やっぱり産廃特措法の法律に基づいてやっていく。だから40億かかっても50億かかってもやるんやと。場合によっては80億かもしれませんが、やるんやというふうな強い姿勢で臨まないとはご理解いただけないかなと思っております。やっぱり私どもは、その特措法の延長をしていただいて、国の支援を得ていくと。もともと産業廃棄物です

から、一般廃棄物でこの栗東市の産業廃棄物、一般廃棄物、栗東市民の出したごみ、滋賀県民の出したごみやないわけですから、そこら辺は、国の支援はやっぱりもらうというのが絶対条件やと思ってます。

住民：新たに仕切り直しという感じで説明を受けてるんですが、その中で、今も話で、延長を視野に入れてやりとりをさしてもらったらいいいのか、いやいやそうじゃない、24年度の範囲内でやる。そのための対策としてやりとりをさしてもらうのか。それはどちらにしたらいいいのか。

室長：もともと法律のことですから、私も新聞情報しか情報としてはそんなに掴んでないんですが、今、産廃特措法は国会議員さんが10年延長ということで、民主党がこう言っておられるという部分があるんですが、その私どもが国に対して要望していくうえではですね、じゃあ滋賀県は何年あったら出来るんやというふうな、当然話を聞かれると思うんです。延長延長と言ってもですね。滋賀県が、全国的にこういう事例がたくさんあって、みんなが全国的に悩んでいるということであれば、10年とか20年とかいうことがあるかもしれませんが、現在のところ私ども承知しているのは、滋賀県ぐらいしか無いわけで、じゃあ、滋賀県の事情はどうやと。実際そういう問題あるかもしれませんが、表だって延長を言っているのは実は滋賀県だけなんです。今のところはね。そうすると何年くらい滋賀県はいるんやというような協議もやっぱりしていかならんですし、そういう意味では中立的第三者の力を借りて、その課題を整理して、県としてこれがいいんですわというふうなことは是非とも避けて通れない話やと思ってますので、この中立的第三者の話と産廃特措法をやっぱり平行してやっていく必要があると思います。

住民：といっても、第三者の方入ってもらっても、でも、どっちか言うと大きく変わりますよね。延長した考えで話するのか、いやもう、24年度で終わりだということなのか。というのは、これ特措法でやると言うたのは、18年7月くらいからかかったというように先ほど説明あったと思ったんですけど、やないんですかね、11ページに

室長：あの、11ページにですね、まず、体制整備の見直しということで、ちょっと説明さしていただいてよろしいですか、この表。

住民：先ほど説明いただきましたけども。

室長：執行体制の強化と整備。これは対策室が出来ております。それから、栗東市との一層の連携ということで、これはRD問題対策県市連絡協議会。それから環境省協議ということで、専門家チームをよんできました。方針案の策定ということで、行政対応方針、そういうものを作ってきて、そして対策を。RDが潰れて、18年6月以降、こういう取り組みをしてきたということでございます。

住民：特措法に

室長：そういうことです。

住民：18, 19, 20, 21、もう丸3年近くなります。

室長：はい。実は対策委員会等を設置してとかですね、いうことについては、他府県もこういう事例が起こりますと、対策委員会をつくってやっておりますので、そういう意味では全国的なこういう問題と同じような取り組みを県としてはしてきたということでございます。この中で一番進んでおりますのは、実は行政責任、事業者責任追及については措置命令を何度かかけておりますし、最終的に刑事告発をしたというところまでは進んでおるんですが、対策工については、はじめはこちらが進んでおったんですが、今はちょっと、産廃特措法の期限を越えてしまうような事態に陥っているということでございます。

住民：延長については、何とかなるかわからんから、それは考えていきますやろうというのが回答ばかりずっといただいてたんですね。我々としては、相当昔からそれをもっと早くしてもらえんやろうかというのが、何度も何度もお願いして、もう何年も前からお願いしてて、ずっとごく最近までそれは考えられない、あくまでも考えてないということで説明を聞いてたんですね。今後、・・・というものを、その後主眼においてやるんだということに、第三者の助言と産廃特措法の延長ということが、ポッと出てきたんですけども、逆に言ったら、エッという感じですか。どうなのですかね。

室長：よろしいですか。廃棄物処理法の精神というのは、まずは事業者にやらせるというスタンスが強いわけなんです。この経過書の中で、7ページで処分場許可からRD破産ということが書いてあるんですが、RDが是正をしようとしている時までは、これは県としてRDを破産させてまで、県がやるということは、なかなか難しくって、やはりRD社がなんとか改善命令に従っている間、その時点までこの産廃特措法をかけるということは難しいわけでございます。私どもはRD社が、あのドラム缶が105個出てきて、そしてRD社が経営破綻した。その時点からは県として、その産廃特措法を基に事業をやっていくというふうな考え方を持てるんですが、まだRD社が活着している間にですね、県の方から自らやっていくというのはなかなか出来なかったのではないのかなというふうに思っております。

住民：それやったら、住民の立場は全然ないんですね。話聞いていると。全然住民の立場無いですよ。そういう言い方したら。

室長：ひとつですね、この経営破綻した時にですね、いろんな議論の中でね、要するに、いろんな問題、例えば全県的な土壌汚染とか、県内的な土壌汚染とかいう問題、新聞紙上をにぎわしている部分あるんですが、そういう中で、県として、お金に何かけるんやというなかで、その私ども説明していく中でですね、根拠を求められました。これは私どもが基本的には廃棄物処理法と産廃特措法に基づいてやる。これが一番早い解決やと、着実な解決やというふうな意味合いの中でやってまいりましたんで、今、住民の皆さんから言うとRD社っていうのは頼りないさかい、もっと早く、県がやったら良かったやないかというようなご意見も当然あると思うんですが、その、今、経費的にはですね、

例えば全量撤去ですと400億超える金、県が示している一番安い額であっても45億ほどかかる金をですね、何とかひねり出してきて、ということになってくると、やっぱり法律に基づいてというふうな考え方を持たざるを得ないというふうに思っておるんですけど。

住民：それは、わかりますけどね。そういう考え方、ほんとに住民の立場何にも無いですな。

住民：特措法を適用するというのは、我々がずっとお願いしてね、そういう事情で出来なかった。するという話を聞いたのは、去年の話なんですね。県の対策委員会の中で後半に出てきた話なんです。最初出てきてなかったと思いますけどね。県議会の答弁というのは、一般に公表されたのはいつ頃なんですか、これ、特措法もってやるというものを正式に考えられたのは。

室長：先ほどのですね、今日はちょっと、そういう各論また説明会に言っていただいて、先ほどの11ページの資料を見ていただきたいんですが、11ページの資料の中で方針案の策定というところが2段目の括弧の中にございます。これは、専門家チーム、確か8月の26日くらいやったと思うんですが、18年の8月くらいやったと思うんですが、その後10月にRD問題解決のための行政対応方針というものを公表さしていただいた中で、廃棄物処理法もしくは産廃特措法の支援を受けてやっていくというのが明記さしていただいていると思うんです。ただ、処分場の状況が、その住民の皆さんは当然ひどいもんやということかもしれませんが、ここの下の方見ていただきますと、課題の、11ページの真ん中、住民協議、科学的検討ということで、課題の洗い出し、課題の整理というところがございます。こういう課題の整理をしたうえでどうするかというときに初めて産廃特措法やら廃掃法が出てまいりますので、ただ上の方針案の策定の中には、そういう産廃特措法、それから廃棄物処理法に基づいてというようなことは書かれていると。そういう中で、検討委員会の中では、これは生活環境保全上の支障またはそのおそれがあるんだから、産廃特措法の支援をもらうということで、　　さんは唐突にというふうに受け取られるかもしれませんが、方針案の中にはそういうこと書かれていて、

住民：結構なんです。もっと急いで早くやってもらいたいという思いでお話してるんであって、それについては私は、

室長：方針案の中でですね、書かれているのは書かれております。

住民：別にこれ特措法使って国と協力してやっていただきたいというのが住民のみんなの願いなんです。それはわかってほしいんですね。

室長：県議会の中でもですね、その平成11年に出たときに、もっと早くしたら良かったんと違うかというふうなご意見も、県議会じゃなくどこかで頂いたことがあると思うんです。この産廃特措法が出来たのは平成15年からなんです。15年から25年までなんです。硫化水素が出たのは、平成11年で、12年、13年で改善命令出したという

ことで、その当時は、実は産廃特措法は無かったわけなんですわ。そういう中では、おそらく、これは私の個人的な推察なんですわ、なかなかその当時はどこの都道府県でも、措置命令をかけますと県が一部代執行するということを書くことがあるんですわ。書く欄があるんです。それに躊躇した可能性は無いことはないと思います。他府県はそういうことをやってますので。産廃特措法は都道府県がそういう事態になってきたときに、県として躊躇しよると。要するに多額の金がいるから。だから問題を小さい間に潰すために産廃特措法というものを平成15年につくったんやというようなことを聞いたことがございます。

住民：あの、7ページのね、処分場経緯という、要するに最終処分場が出来てから潰れるまでですよ、経緯はね。今のお話だと平成15年から特措法が出来たと。これ見ていると、平成17年の6月30日に改善命令に係るすべての是正工事が終了とありますよね。これ、改善命令に対して、すべてきちっとやりましたということを県が認めたわけですよ。これ終了っていうことは。その時点では、要はそこから先、RD社が72万立米まで埋立を増やしていったということなんですか。

室長：そうで無くて、

住民：その許可を出しているのは、第二処分場許可は平成6年に出ていますよね。

室長：平成6年で、問題になっておりますのは追認が平成10年くらいだと思っております。ここでですね、

住民：追認は載ってないですよ、これ。

室長：はい。

住民：追認は載ってないですよ。だから、これ見ると平成6年の時点でも許可出しているわけですよ。

室長：平成6年に処分場の設置許可を出しております。

住民：そこから追認は一切出てないので、この資料だけ見るとこの時点で40万立米というところまで行っているんだという理解が出来ますよね。

室長：もう少し細かいやつの方がいいかもしれませんね。経緯的に言うと。実はもっと細かいやつはあるんですが、

住民：いやあ、まあ、細かいのはいいですわ。とにかくその改善命令を出したと。それが終了したのが平成17年6月30日だと。その改善命令を出した以上は、終わりましたという報告を受ければ、県としては調査に入りますよね。ああ終わったの。ああそう。って終わっちゃうんですか。改善命令っていうのは、

室長：その時の経緯をちょっと説明させていただきますと、改善命令っていうのは4項目ございまして、それは17年の6月に終わったんです。その時にかねてから、特に合同対策委員会を中心にですね、ドラム缶が埋まっておるといふうなご心配をいただいておりますので、私どもが、随分ご心配、ドラム缶というご心配いただいておりますので、西市道側平坦部について、そんなにお前とこ埋めてへんねやったら掘ったらどうやと、いうことで、17年の9月に掘らしたわけなんですわ。その時にドラム缶5個出てきたんです。

住民：ということは、この改善命令に係るすべての是正工事が終了した時点では、県はそのドラム缶とか、不法なものが埋められているという部分については、了解をしているわけですね。

室長：いや、要するに、埋められているということで、その住民の皆さんご心配いただいて、そういう証言集とかいうものを頂いておるんで、西市道側を掘って、その住民の不安を解消するために掘れやということで、RD社に掘削さしたんですわ。行政指導で。その時に5個出てきて、あと12月に全部させてみたらドラム缶が全部で105個出てきたと。それで、これは、燃え殻等入ってましたんで、もう駄目だということで措置命令をかけたんですわ。措置命令かけたら、そのRD社が経営破綻したという経過でございます。

住民：措置命令かけたら、この10ページの措置命令の発令というのが出てますけども、最初の説明では18年4月ですよ。破綻するまでに2年半あるわけじゃないですか。

室長：いや、あの、措置命令かけてから破綻したんですよ。

住民：措置命令かけて、措置命令何回かかけてますよね。

室長：はい。

住民：平成18年4月にかけて、次が20年の5月にかけて、その18年の4月から20年の5月までの間の措置命令、要するに18年4月の措置命令を発令した時点で、RD社が破綻したと。

室長：18年の4月に措置命令をかけて、18年の6月にRD社が破綻しました。それから対策委員会で検討していただいて、こういう対策をすべきやというご議論をいただいたなかで、県はそれを受けて措置命令をかけてます。それが20年の5月、20年の6月という、

住民：2年掛かってね。

室長：要するにどういう是正をさせるかというのが課題になりますので、この20年の5

月というのが、私ども原位置浄化策を基本としてということで、皆さんに説明会に入らせていただいた時点なんですけども、

住民：ただ、さっき、さんがおっしゃったようにね、住民としてはもっと早く、要するに15年からある特措法を、15年から特措法ってのが出来ているわけですよ。それに対して県としてはその特措法を使う意思が全然なかった。事ここにきて、去年一昨年ぐらいから慌てて特措法を使うためにその範囲内というような説明になってると思うんですけど。

室長：RD社が経営破綻しましたんで、

住民：経営破綻、18年6月ですよ。

室長：はい、そうです。

住民：もうその時点で、特措法を考えてなかったんですよ。まだ。先ほどの話やと。

室長：18年の6月ではドラム缶が出ましたんで、それはおかしいやないかということで措置命令かけたんです。

住民：措置命令かけましたよね。その時点では、県としては、県が代執行するつもりはまだ無いわけですよ。

室長：18年の4月の措置命令は、措置命令といいますのは、県がRD社がしなかったら、あなたがしなかったら、県は代執行しますよということ、文書を入れたやつです。

住民：そうでしょ。ただ代執行しますよという部分があるわけでしょ。

室長：18年の4月にですね。

住民：じゃあ、6月に破綻しましたよね。ということは代執行せざるを得なくなってるわけでしょ。

室長：その全部または一部ですね。

住民：その時点で、特措法っていうのは頭にあったんですか、無かったんですか。

室長：だから、18年4月に経営破綻したんで、この時は18年4月は、西市道側の部分について、その措置命令をかけたんですけども、全体としてどうやと。その時、西市道側を掘ったんですけども、まだもっと他に違法な埋め立てしとるとか、特に西市道側からの広がりとして、今、斜面、この間掘りましたけども、そういうところまであると違つかというふうなご心配も頂きましたんで。そして、もうひとつは産廃特措法に書こ

うとすると、一定の調査も必要ですし、対策委員会でご議論いただいて、どういう対策やというようなことの部分もございますので、そういう議論をしていただいたうえで、答申を頂いてから措置命令をかけたということです。答申を頂いてから措置命令をかけたということです。

住民：それが20年の5月。

室長：20年の5月です。

住民：2年かかるわけですね。

室長：対策委員会で1年3ヶ月ほどご議論いただきましたし。

住民：今、お話された18年6月19日にRD社の破産手続き開始決定の公告って書いてありますけど、これは、破産が確定したのはいつですか。

室長：今、破産管財人がまだ破産業務をやっていただいております。破産を出しているんですが、あと管財業務というのがずっと続いているんですわ。管財人まだ居ます。管財業務というのは、債権者が、RD社には債権者がおりますんで、その整理が終わってしまうと破産業務は終わってしまうんです。今は破産の会社があって、管財人まだおられますので、管財人がまだあの土地を管理しているという状況です。

住民：法的にはまだ破産してないんですね。法務局、最終的には破産ということになりますよね。

室長：破産をしたら、その財産を整理するがために破産管財人というのが選任されます。京都地裁から。それが 弁護士ですね。その弁護士が、まだ破産業務を続けているということです。

住民：破産したというのは6月19日ですか。そしたら、そこから破産業務をされるということですか。

室長：具体的にいうと、破産の申し立てをしたのが6月18日やと思っていいと思うんですわ。それで裁判所で受理されて、破産管財人が選ばれたというふうな認識をしてるんですけど。

住民：破産管財人さんが選ばれた時点が破産したという日ということですか。

住民：県の見解ですか。

住民：じゃなくってね、

住民：法的には法務局とかそういうとこできちっと、破産しましたという公告が出て、破産という、法的なことになると思うんですけど。

住民：破産は廃掃法の中で、破産したということは欠格要件じゃないですか。欠格要件にあたるものという形で、その届出をしなければならないということになってますよね。その破産が確定してというか、破産ということになったら欠格要件にあたるから、その届出の義務ってものが法的にありますよね。破産ってのがいつと思ったらいいんですか。

室長：要は、破産の申し立てをして、破産が認められへん部分もあるかなと思っているんです。しかし、認められたから破産管財人が選任されて、今、その管財業務をずっと続けていただいているということで、今、債権者集会もまだやっていますんで、

住民：そしたら、まだ、破産してないじゃないですか。

室長：破産はしてるんですわ。現実的に、手続き的にとか別にして、お金がない状態であることには間違いはないですわ。

住民：残務整理しているみたいなもんやわな。

住民：残務的な書類は終わって、はい、認めますということになると思うんですけどね。すべてが終わって。

住民：管財人さんから届出が出たのはいつですか。

室長：そんなん、今日は・・・

住民：ちょっとよろしい。いま破産がいつやとか、そういうなことは僕はあんまり興味がないんです。興味が、一番問題になっているのは、6自治会が反対した、県案に対して拒否をしたわけですよ。いまその問題があって膠着状態にあるって県も認めているわけですね。それで第三者委員会を設置しろと知事が命令した、知事が設置をなささいというふうにおっしゃったわけですよ。基本的な問題として、第三者委員会というのが何か県の案を覆すような提案をしたら、県はそれを飲むんですか。県はそのままやっぱりどうしてもD案というものを進めたい。住民はD案は反対やという時にどういうふうな方策で進めていこうとするんですか。

室長：県はですね、先ほどもいいましたように、廃棄物処理法、それから産廃特措法に認められて、国の支援をもらってきたいというふうに思っております。

住民：だから、その恒久対策の方法について、住民の意見と県の意見とは食い違っているわけですよ。住民は住民側の、例えば有害物の撤去っていう形をみんな申し入れているわけですよ。県は現状でそれを、現状浄化策というような問題を出しているわけですよ。だからそこで食い違いがありますね。その食い違いを第三者委員会がどういう方向にな

るか知りませんが、もし、その第三者委員会が住民側の意見を取り入れた場合、県はそれを受け入れるんですかということですよ。その姿勢があるのかどうかということだけは聞きたいということです。

室長：ひとつ県はですね。

住民：そうでないと第三者委員会というのは全然意味がない。ですから県としてその姿勢をはっきりしてほしいということです。

室長：ひとつはですね、例えば全量撤去案ということで、全額県費でやって、

住民：だから全量撤去っていうのは、住民はそこまで言ってないということです。有害物をと。

室長：例えばと申し上げております。だから例えば産廃特措法にも適用されない、廃棄物処理法にも、廃棄物処理法の中では合理的効果的な対策を打っていけというふうなものを、その適用されないというふうな案になると全く県単独費でやっていかないかんわけなんです。今、30ページから、漏水する、漏水しても確認できないとかいうようなご意見を頂いてます。これについて、県は漏水は外から中へとか、こういうことを申し上げてきました。住民さんはそやないやろうということをおられます。その議論、膠着した議論について、第三者の協議の場を設けて、場合によっては専門家に来てもらって、これはこう考えるのが妥当とちがうかというふうなところを前に進めていくというのがうちの思いです。その時に、誰を中立的第三者にするのかとかいうことについては、知事がその決め方、決め方まで住民さんと協議してやっていこうと。

住民：あのね、いま　さんが聞いておられるのは、だからその第三者委員会をつくりましたと。その議論をしてね、その第三者の方が、いやいやもう住民さんの言うてはる意見をこだけ取り入れてやったらいいがなと。それこそ特措法にも適用できるように、それは国の支援もらえるような方法で、尚かつ住民さんも納得してもらえるような方法でやったらいいがなと言ってくれはった時に、そしたら県はそれを飲んでくれはるんですか、どうですかということをお尋ねてはるんです。

住民：そうでなかったら第三者委員会なんか必要でないんですよ。

住民：第三者委員会というものはそういうものなのか、そういうものでないのかということをお尋ねられるので、そのことについて、ちょっと答えていただけます。その第三者委員会をつくるために住民の意見を聞いてつくったらいいってのは先ほど説明していただいたので、それがどういうものになるのかということところでちょっと説明してください。

室長：それが、また、実際の今度の合同、7自治会の

住民：そんなことよりも、県としてどうするのってことをはっきりしなかったら、合同の

説明会でも同じ質問をしますよ。

室長：先ほどの説明資料の中で2ページで、産廃特措法で国から支援をもらってこの事業をやっていくという考え方は、

住民：それはわかっています。

室長：だから、その中で、第三者委員会というところで、その例えば仮に全量撤去がいいやないかというふうな話が出たときに、その産廃特措法の支援が得られんということになるとですね、これはなかなかうちは出来ないやろうと思っているんですわ。

住民：ということは第三者委員会の方針は聞かないと。

住民：聞かない場合もあるということですね。

住民：そういうことですね。

住民：だから、第三者委員会を設けたとしても県の条件は特措法、国の支援が受けられる、許可が得られるような方法でなかったらうちは出来ないということやから、それが条件ですということですか。

室長：基本的にそういう考え方です。

住民：上田さん、それでね、特措法使うのにね、全量撤去、粘土層修復案とか、これを使うか使えないか、環境省に聞いたことあるんですか。無いやろ。全然それは聞いて無いやろ。それでなんでそんなこと言うのよ。

室長：だから、それについては、この3案提示した中で膠着状態になっているわけですね。

住民：膠着状態じゃなくって、

室長：だから、第三者協議の場で県はまた主張します。粘土層修復案についてはこうやと。粘土層修復案を支持されている方はこうやと。いう中で第三者に県の主張と住民さんの主張を聞いていただいて、そして第三者の助言をもらっていこうというのが今の考え方です。

住民：だから、助言をもらって、第三者がやっぱり粘土層の方がいいじゃないかって言っただけで、県は聞かないっていうことですよ。じゃあ、助言をもらう必要は無いじゃないですか。単に時間を無駄づかいするだけじゃないですか。

室長：産廃特措法の支援をもらうという、やっぱりくくりはね、

住民：支援をもらうに当たって、粘土層修復が産廃特措法の支援をいただけないということにはなっていないわけですよ。

室長：だから、それは議論していきゃいいと思うんですわ。

住民：議論も何も、

室長：第三者の力を借りて、

住民：県の意見は、いまずっと聞くと、去年から聞いていると、産廃特措法をするにはD案しかないという、その一点だけやで。他のあれする余地は全然ないという考えで来ている。

室長：そやなくて、

住民：いえ、そうでしょ。

室長：すいません。三者協議の中でですね、住民さんがおっしゃっていることも客観的に聞いていただいて、県が言っていることも客観的に頂いて、そういう中で助言をもらって、前に進めていこうというのが、いま中立的第三者の協議の場です。その中で住民の意見聞くか、聞かんかということじゃなくって、そういうことで話を進めさせてもらいたい。その中では、すべて公開でやるわけですから、その科学的な疑問とか、そういうものも解けてくると思うんですわ。

住民：わかります。それわかります。ただし依然として、去年にあった県の対策委員会、これ答申きちっと出てますよね。これはどういう扱い。知事の諮問機関やとか、内容を反古にしたような内容をここに入ってますしね、あれは私、それこそ第三者に近い、その時期にやり方で、それを同じようなやり方になってくると思うんです。結果、答申の中身、完全に反古さしているのが幾つかありますよね。

住民：だから、対策委員会は県の意向にそぐわなかったから無視したわけでしょ。答申を無視したわけでしょ。

住民：いま現状としては、そうなっちゃっているわけです。

住民：なんぼ言い訳されてもそうじゃないですか。

住民：同じ現象が起こって、またやめますになるわけですよ。結局何をやってるかという、県の意見が通らなければすべて全部やめますと。俺たちの意見が通るまでやるんだと。こういう姿勢なんです。住民の意見は聞かないってことなんです。・・・飲んでくれました、ひとつでも。

住民：市の対策委員会だって無視ですよ。

室長：ちょっと待ってくださいね。30ページ、31ページの中でね、これだけご意見いただいていたわけですよ。

住民：それだけ聞いてたって、

住民：意見があるのに、それを取り入れて無いじゃないですか。

住民：はい、ご苦労様で終わってるじゃないですか。

室長：それに対して、私どもは主張さしてもうて来ました。その中でね、意見が納まらんことになってきたんで、そこで中立的第三者が、こういう例えば、粘土層修復案はこういうことで出来るのにどうやとか、50億で出来るのに、粘土層修復案50億で出来るんやったら産廃特措法の支援を受けられるはずやないかという主張してこられました。そういうことについてね、果たして本当に50億で出来るのかというふうなことも、やっぱり含めて、県がこう言っているけど、本当におまえとこ、県は止まると言ってきたけども、本当に止まるんかいと。うちはこういう主張しましたということをやっぱり科学的知見も含めてですね、議論をしていく。そのために中立的第三者の力を借りたいなとこう思っているんです。

住民：だから、その去年まであった、最終処分場対策委員会は、中立的な立場じゃなかったわけですよ。

室長：対策委員会は、

住民：先ほどちょっと気になったんですけど、第三者の、中立の第三者の専門家に頼みたい。じゃあ、今までの人は専門家じゃ無かったのか。

住民：対策委員会、すべて否定されてるわけですから、

室長：それはね、私ども、こうということじゃなくって、ご意見聞いていく中で、どういう方に、

住民：だから、言葉の遊びになっちゃってるんです。

室長：だから、どういう方にしていこうとか、どういう方になっていただこうとかいうことも、皆さんと協議して決めていこうということ、

住民：この24ページに載っているね、専門部会の方々、写真まで載せられてるわけですよ。この方々は専門家じゃないわけですか。

室長：あの、11ページをご覧いただきたいんですけど、

住民：いや、だから、今、否定されたから、この方々を否定されていることになるわけですよ。写真まで付けて否定されているわけですよ。

室長：ちょっと、11ページを見ていただきたい。

住民：11ページはさっきから、何回も聞いてますから、

室長：11ページちょっと見ていただいてね、対策委員会の中では、その対策委員会、技術検討委員会で課題を洗い出しして、そして課題を整理したうえで、保全目標、それから対応調査の方向案を示していただいて、対応案の作成を示していただくということで、対策委員会は運営してきたわけです。その中で対策委員会のご意見としてはA2案、その中で原位置浄化策も8人ほど奨めていただいたわけですね。それをもとに県としては、原位置浄化策を示させていただいたうえで、この下のRD最終処分場対策実施計画を作るところで、そのいろんなご意見があったわけですね、昨年。そのご意見について、まずは協議が進むように、誰かに、第三者に助言を頂きながら、そのいただいたこういうご意見、もしくはもっと他にもご意見出てくると思うんですわ。そういうものがどうやったのか。粘土層修復案も言っておられますんでね。そういうものについて、第三者の力を借りて話を前に進めていって、抜本的な対策を打っていきたいというのがうちの思いです。

住民：もひとつ、栗東市も調査委員会というのがあって、県の方もずっとオブザーバーとして来ておられますよね。それ、最終報告書が上がってきてますけども、それについてはいかがですか。報告が上がってますけども、それも認められてませんよね。あれも専門家がいった。

室長：栗東市の報告書について、

住民：県は知らない。

住民：いや、県の方も入ってるはずですよ。来てる。県の方は知らないんですか？

室長：私、その時にいました。いましたけども、栗東市長さんは「課題が多い」という評価をもうされておられると思ってます。これは栗東審議会の中で「粘土層修復案は課題が多い」と評価されているのを、まず聞いていただきたいと思うんですわ。それを飛び越えて、県はどうやという話でもないし、それとその粘土層修復案についてもね、またこの第三者の力を借りてですね、みなさんおっしゃるようにご疑問あるわけですから、俎上に載せて議論をしていけばええと思うんですわ。

住民：住民としては、県の対策委員が、専門家の入った全国的な規模で中立的にやられたという認識で、その意見を我々はものすごくありがたく思ってます。で、市の調査委員

会、49回ほどやられてます。これも長々ずっとやって対応してきてます。我々は、住民はそれを大事にしています。そのいずれも県は、いくつかを無視されている状況であります。で、さらに中立的な第三者を呼ぶと言われてもね、今までの実績から言うと、ちょっとなあ、と。やっていただきたいんですけど、疑問にはありますね。そういう人がおればの話ですが。

室長：それは協議をさしていただいて、

住民：いやいや、協議する以前の問題。

住民：姿勢から言ってね、自分たちの意見が通らなければ次のテーブルで同じことを繰り返すんだと言ってるんですよ。で時間が経っているんですよ。そんなことやってら豊島みたいになってしまうんです。

住民：去年まであった最終処分場の対策委員会と、じゃ今度作ろうとする第三者を入れた委員会と、どう違うんですか。

室長：さっき説明さしていただいて、

住民：さっきの説明じゃ全然わからへん。ようは、県の意向は通らない、その対策委員会というのは、もうだめだと。県の言うことを聞く対策委員会を作ろうということですか。

室長：中立的な委員をどうしていくかというのは別ですけども、

住民：議論しても、あれする余地がなかったら、妥協する余地がなかったら、協議してもしょうがないですよ。

室長：だから、産廃特措法のね、それで財源の確保をしないと、実際対策を打てへんという苦しい台所と言うんですか、

住民：だけどね、その意見について僕も一言言いたい。県の職員の方々は、県民の安全とか幸せのために努力する必要がある、それが仕事じゃないんですか。だったらね、県民が望むことをするのも仕事のうちでしょ。当然ね、台所事情あるでしょう。これ、民間企業に例えて言えばね、こうしなければならぬ、お金がない、お金どっから捻出せい。一所懸命走り回るわけですよ。お金借りても、返済計画立てても。県の方はね、どうしてるかと言ったらね、お金をどっから持ってこようかとか、努力があんまり見えない。特措法が出てきた、これ都合いいじゃないか、それ乗ろうじゃないか、なんとかそれで押し切ってしまうおうじゃないかと、そういうふうに見えちゃう。でね、これあの、遮水壁作るというのがあるんですけど、これ壊れているところが解らないという話がやっぱあるんです。で、阪神淡路大震災じゃないですけど、ああいう大きな地震、まあ何十年に一回来ると言われているんです。その時に、壊れてしまったときに、それ誰が見るんですか。例えば、上田さんが生きていらっしゃるときに起きたらいいですよ。50年後、

100年後に来たらどうなるんですか。そっからいろんなもん流れ出して、それ知らない住民がみな飲んだり、被害が出てしまったり、それは誰が責任取るんですか、一体。我々ここにいるメンバーというのは、子々孫々ずっとね、永久にこの住民が影響がないようにして欲しいというのが、思いなんですよ。で、そういうところを汲んでくれない。だからそういうことを実現するために、努力する、どういう検討してくれたんかという。だからそれを特措法で何とかしようと言われてきてるのに、それでやっておられる内容というのが、我々の要望と違うから、反対されてるんです。

室長：だから、そういう議論を

住民：だから、いつまで経っても平行線だと言われている。だから上田さん、この問題の解決はね、どうやれば解決すると思ってるんですか。住民の意見をね、踏みにじってね、住民の思いと違うことをする、解決すると思ってるんじゃないんですか。

室長：だからこういうご意見をいただいてきたから、新しいご意見出していただいたら結構だと思うんです、そういうことを中立的第三者の協議の場では、主張されたいと思うんですわ。

住民：やってもね、地域の住民がね、納得しない満足しない、それが解決になるんですか。そんなのはね、一番最初に考えておくべきじゃないんですか。冷静になって考えて。いろんな訴訟問題あって、どういうふうになれば解決するかというと、解決は何か、何を持って解決と考えるか、考えてからやるんじゃないんですか。だからし続けてるのはものすごく不思議に思ってるわけ。こうやってね、いつまでたっても話がね、煮詰まらなくて、平行線辿っているようなことをやり続けてることに対してね、どう考えてられるんだろうと。ずっと不思議に思ってるんです。だからさっき豊島の例は、20年間やってるんです。で、このままでいくとね、同じようになる。で、前例そういうのがあるというのに、まだ同じ轍を踏むのか、と僕は思う。栗東市が、栗東市だけじゃなくて県が。だからどうやってね、みんなが納得する解決策を図るかという。

室長：だから

住民：だからその時に、県の意見ばかり押してくるからおかしくなる。

室長：だから、ちょっと待ってくださいね、中立的第三者は、誰にしようかとか、そういうふうな、どういうふうにしていこうかということ協賛して決めていこうという。

住民：それはわかっています。

住民：考え方はわかったけども、今までやっていくやり方で言うとね、県の意見に合わない全部潰してきてるんです。

住民：ただそれ作ってね。

住民：それじゃ意味ないでしょ。

室長：それもまた言うていただいたらええと思うんですわ。

(ザワザワ)

室長：前に進めようとするね、もうよそに三回説明させていただいて、結局はこういう形になってきて、恒久対策がおっしゃるように延びてきて、だから中立的に一步県は、県は当事者の中で中立的第三者という人を、誰か助けてもらって、そして話し合いをしていく。そして県にしゃべると、中立的第三者に入ってもらって、しゃべって、そしてその中で疑問点、そういうところを解消していこうと。そういう場を、これから協議をさしていただいて作っていこうと。

住民：だから、中立的な第三者に入っていたいただいたその場でね、議論して行って、今上田さんおっしゃったみたいに、これから取っていく抜本的な対策というのが特措法の支援を受けられるという条件でなかったらあかんと、ということなのでその条件受けて、今まで言ってきた、県が「よりよい原位置浄化策」というものでなかったとしても、それは特措法の支援を受けられると言うことであれば、オッケーされるわけですね。だから「よりよい原位置浄化策」にはこだわらない。

室長：こだわってということになると、白紙という話が出てましたんで、そこらへんはその場で言うていただいて、今日は合同説明会で、今度は私、上のもんが寄せていただいて、話をしていくことになりますんで。この間も「白紙撤回せなんだら無理や」とかいとうご意見いただいて。今日はご意見を聞いた上で、合同説明会をさせていただきたいということで、お願いに、下協議に来たもんですんで。

住民：私としては、個人的には是非お願いします。ただし、その前に今のいくつかの問題点がある程度解決してからにしてください。

室長：それはまた、この間は中旬と言うてたんですが、もう中旬に入りかけてますんで、その説明会の中でまた言うていただいたうえで、

住民：それはね、何十人か何百人が集まるか分からないような説明会を開いてもらってね、今この場でこんだけの人数で誰も納得してないわけですよ。上田さんの話を納得できないんですよ、申し訳ないけど。

室長：今おっしゃるのは、県が中立的第三者を、また県が適当に作って、

住民：そういう問題じゃなしに、

住民：適当とは思ってない。この前の、県の対策委員会の先生も立派な方ばかり、住民も

参加して、ピシッとやったつもりです。そういう意味では、やってる方はキチッとあげてます。しかし、そういうのをどう県、対策室がどういじくったかということです。私はそう思います。いくつかこの中、問題ありますよ。時間があればいくらでも説明しますよ。

室長：逆にお伺いしたいんですけど、県は中立的第三者の方に助言を求めて、この協議を進めていきたいというふうに思うんですが、みなさんは、どういう形でこの抜本対策するために、

住民：それはいいと思うんですよ。

室長：どうしたらええかなと、

住民：そうでしょ。県の案は白紙にすること。それしかない。

住民：それはいいと思うんですけど、先ほどうちの　さんがおっしゃったように、第三者、中立的な第三者の方を入れて、県と住民と第三者と、第三者を経由して話をして、最終的にこの第三者の方々が、どちらにも話をできる形を取るわけでしょ。県と住民が直接話すと、いつまで経っても平行線やから、第三者的な方を入れて、経由して話ましょと。

室長：経由、

住民：ま、ま、同じ場にいるんだろうけども、

室長：まず、審判とはあかんぞと、まず進行役程度に、というご意見もありましたのでね、その進行役という者をまず選んで、共通して選んだ上で、その進行役さんが「ここらでいったん専門家でも呼んだらどうや」とか「いろいろ議論あるけども、いっぺん進行役としてここらでいっぺん専門家呼んだらどうや」とかいうことも、住民のみなさんとまた協議をしながら進めていくイメージを持ってるんですけど。それは協議をさせてもらってですね、作り上げていかないと、

住民：それは対策委員会でやってたことと同じことであるわけでしょ。

住民：そやからね、本当はそう理想的にやってもらえたらええんやけども、今はあり得ないでしょ。

住民：だから、だから結論としてはですね、自分が満足するもんが出てくるまでは、と言うことになるわけですよ。

室長：そうしたら、どうしたらいいでしょう。

住民：だから第三者委員会なんかいないと言ってるんですよ。

室長：自治会長、それではね、

住民：僕、会長じゃないから、

室長：それやと、それやとね、

住民：だからもっとね、

室長：それやとね、40億、50億と、一番安いやつでもでっせ、そういうもんを予算化してですよ、やっていくうちゅうことが、やっぱり今までの話し合いの中ではですね、やっぱり膠着状態になってきてるなと思います。今日も説明していく中で。それで、誰か良い人に入ってもらって、そして住民さんと県と話し合いを進めて、抜本対策を打っていきたく。その中立的立場についても十分話し合いをして、そういう人に、「こういう人やったらええやろ」とお互い納得した上で進めていこうと、うちはそういうふうな思いを持ってるんですわ。

住民：県の実績からして、それはあり得ない。実績があります。

室長：嘉田知事が替わられてからですね、実績というのは嘉田知事の実績になるわけです。

住民：中立的立場の人が、県の対策委員会、栗東市の調査委員会ときちんと報告が上がっている。これに関して、いくつか反故にされていること、いろんなこと考えると、今度新たに第三者を設けても、いいことやと思いますけども、同じ結果になると思います。

室長：同じ結果にならんように、

(ザワザワ)

住民：同じ結果にならんと言うんやったら、住民の意見を受けてくれるということなんですよね。

室長：ならないように、その第三者協議の場というのは、こういう協議の場にしていこうという協議を、お願いしたいと言ってるんです。

住民：もう、県の方はね、自分のやり方をやっていこうということを求めてそういうことを言うてはるんでしょ。私らは、それよりも取って欲しいと。ある物は取ってくださいと、汚いもんは取ってくださいと、いつまでも何十年もかけて、そんなどうなるか分からへんもん心配やと。住民として、そこに住んでるもんの思い。当たり前違います？今、自治会長さんやってはるんでしょ。そんなん、自分とこの自治会どうしはります？当たり前なんですよ。それをね、県の行政のほうはどうして汲み取ってやるかが県の行政な

んですよ。それをね、ここまでダメやとか、お金がかかるからダメと言われるから、身も蓋もないですよ。お金っていうのはね、今なんかようさんくれはりますよね、わーっと投げて。ああいうふうにしてね、なんとかすれば沸いてくると思うんです。そして、お金を使えばその使ったところの人がお金もらうんやから、それまた回りますやん。そやからそのお金がいる言うこと自体がね、悪じゃないんですわ。それで、世の中が良くなって行って、その地域が良くなっていったらね、別にそれは、それはその「何とか政策」みたいなもんですわ。だからそれをね、お金がないない言うてね、捻出するもんがないというのが、県のお金を出す、その、もうちょっとその金策をしてくれと、そういうことやと思いますよ。だから、住民がこういうふうにしてるし、もしもこうなったら困るということをなんとかやるために、何とか頑張っただけと。それをね、これダメダメと。

室長：だから、第三者入ってもらって前へ進めましょう言うてるわけです。

住民：違う。住民が向いてる方向とね、県の職員の方向いてる方向がぶつかってるんですよ。で、住民の向いてる方向に県の人に向けて欲しいわけ。で、一緒に国とかそういうところからお金を持ってきて、直して欲しいと思う。それを、一所懸命住民のほう向いて、住民をpushさえつかけようpushさえつかけよう、住民を何とか自分たちの意見納得させて、そして「うん」と言わそう、そればかりするから、そうやって物が進まん。だから県の方は、今までやってきて、こんだけ住民は頑固にやってるのにまだ解らないと言われる。だからいったん、じゃあ県の方も向こう向いてください。で、国の方向いて、どうやって金取ってきたらいいか、それ考えて欲しい。

室長：おっしゃるように、向かい合ったわけです。

住民：それを十何年もやってきたわけです。

室長：それを引いて、第三者に入ってもらって、

住民：違う、向いてる方向が違う。引いてもね、向いてる方向が違うんだわ。

住民：結局ね、残していいんですか、あれ。県はね、あれ残してええと思ってるんですか。

室長：今日はその議論しに来たわけじゃなくて、

住民：上田さんは、自分がいてる間に解決しなくても構わないと思ってる。

室長：解決したいから、こんなこと言うて悪いんですけども、

住民：解決ってどういうことなんですか。

室長：私の個人的な話ですよ。怒らるのを覚悟して十億要求しましたやん。なんとか要

求したけど、結局あかなんだということなんですけどね。そういう意味では、

住民：それで、はいはいと引いたんですか。

室長：内部的なことはちょっと言わさんといてください。

住民：男は意地をかけてやる仕事でしょ、違うんですか。

室長：やっぱりね、組織的な決定されたんなら、それにしたがわざるを得ないですから、私も。それはちょっと勘忍してください。

住民：自治会だって組織的な決定してるわけですよ。それこそ自治会が二分しちゃうぐらい大変な問題なんですよ、これ。自治会の中でグチャグチャになるぐらい大変な問題なんですよ。どこの自治会もそういうふうな問題抱えてやってるんですよ。その中で、キチッと組織立てて、みなさん自治会の総会を臨時に開いて、自治会の総意で県案では不同意ということ、周辺6自治会全てが不同意と言うことで、県に提出しているわけですよ。組織的なことっておっしゃるけど、それは組織的に出してるわけですよ。

室長：今の話と、ちょっとまた違うと。言葉悪かったかも。だから、それだけ対峙してきたんで、少し私ども、中立的第三者という方にお力を借りて、何とか前進めていきたい。もちろんその中立的第三者の方が、十分話し合いをした上で、その進行役とかそういうこと決めていく中で、どういうことおっしゃるか、それはまだ想定できません。そんな中で県は、こうやったらどうやという想定してもらっても私どもよう答えん部分あるんですが、いっぺん引いて、ここは中立的第三者のお力を借りましょうと。対策委員会で議論されたことは、すでにここに示したようなご意見ありますし、また新たなご意見あるかもしれません。そういうのは全部オープンにした上で、そういう今おっしゃっていただいたようなことも主張していただいたらいいと思うんですわ。

住民：ちゅうことは、また同じことするんですか。主張いくらしても拒否してるでしょ。だからそれはこれからもまた拒否するっていう。だから、我々の意見を受け入れるっていうなら、話また別ですけども。また拒否して県の意見でやるんだって言うんだったら、する意味がない。

室長：いや、だから、中立的第三者の方の進行で、どういう形に落ち着くか解りませんわな。

住民：だからね、逆に言うと、中立的第三者の考えだけで、

住民：わからんけども、ね、そりゃ第三者、中立的な立場の方が、の判断が、住民よりの判断やったとしても、県は聞かないってさっきおっしゃったじゃないですか。

室長：だからそれはね、

住民：だったら意味がないですよってこと、

室長：そういう、

住民：あくまでもD案ありきで住民を説得するためだけの第三者委員会ならいい。

室長：みなさんと協議をして、中立的第三者の組織を作っていきますということで、今度説明会さして欲しいということで申し上げている中で、もう、中立的第三者というのはどういうもんやということをおね、決めてしもた上です、どやったということではなくてですね、まず話を進めるために、そういう方にお力を借りてやっていきませんか、やっていきましょうと。

住民：だからお力を借りるんやったら、借りてまでね、しようと思うんやったら、県も妥協する気持ちがあってもいいんじゃないんですかと。

室長：それはね、

住民：それはね、じゃないって。

室長：中立的第三者の中で、いろんなご意見出た中でですね、私どもがどういう風な形で考えていくのか、これはやっぱりそうやなとか、これは合理的ではないからちょっと難しいとか、いろんなこと主張すると思います。それはまた協議していかな仕方がないと思います。

住民：妥協する余地はありますか。知事さんの方からそういう指示は受けてますか。知事さんは第三者を設けてやりますという議会でも答弁してましたけども、それによって対策室、県のほうは、住民のほうに、これだけは妥協してもいいなというのがあるんですか。

室長：合理性とかですね、効率性、経済性というのはやっぱり追い求めていく必要があるのかなと思ってます。その中で、住民さんのご意見にどのように反映できるかというのは、それはまた、組織できた中でですね。今日は、合同説明会で経過説明させていただいて、取り組みの中でですね、中立的第三者のお力を借りて、そして話を進めて、なんとか話を進めさせていただいて、そしてその抜本的な対策を打っていきたいということの、事前の説明ですね、さしていただいているわけです。その中で、その第三者、過去の実績から言って県はそんなまたええ加減なことするんちゃうかとかいう意見いただきました。

住民：ええ加減とは思ってない。立派なもんですよ。立派なもんだけど県はその中のいくつかの答申を反故にしていますよ。

室長：だからそれは、決め方の決め方まで県と協議さしていただいて、そしてそういう中立的第三者の場というのは、やっぱり設置しないと、その抜本的な対策というのが打てない。その中で、その住民の意見を聞いて、県もそれにしっかり反映するんだ、とかいうのは今日はちょっと私の段階ではですね、経済性・合理性、そこらへんをやっぱり申し上げると、聞かんとかそういう話になるかもしれませんが、そこは大前提でまた話し合いをしていく上でですね、県が一方向的に「こういうもん作りましてさかいにどや」という話じゃ今日はないんですわ。

住民：いえ、決してそういうふうに思ってません。

住民：そんなふうに思ってないです。ただね、第三者の寄っていただいた場でね、やっぱり県の今まで言ってきた「よりよい原位置浄化策」というのは白紙にして望みますというのか、そうじゃなくて、その「よりよい原位置浄化策」をなんとか納得してもらいたいから第三者に入ってもらった中でやっていくというのかね、先ほど話に出てる特措法という支援が受けられるということを経済的な条件にいろんな対策があってもいいかなということで、「よりよい原位置浄化策」でこだわらないと、という形で臨まれるのかね。やっぱり、それがどういうものなのかということをやったり、合同説明会の場で説明していただかないとね。そんなん、先ほどからおっしゃってた第三者に入ってもらっていただくその方々のほうは、両方納得したような方に入ってもらいましょうとか、話し合いをするためといえば、それは説明解るんですよ。ただ、中身がどういうもんやということと、あと、それを作って話し合ったとして、その特措法の延長がなかったときにどうするのかという、県としての覚悟みたいな、そりゃ先ほど「強く求めます」と、「延長しか頭に置いてない」ということですが、現実的にももしそれが延長が無理やということになったときには、どうするというのも想定して、県としたらこういうふうにしようと思ってるというものは、その説明会の場でやっぱりそこそこ説明していただかないと、みなさん聞きに来られてもね、いったい県はどうするつもりなんかが解らないということやと思うんです。もう一つだけごめんなさい、時間なくてあれですけど。先ほどから私、破産のことを言わせてもらってたというのはね、破産というのは欠格要件にあたって、破産したことで処分場の許可の取消しがされると言うことですね。その許可の取消しということによって、その掘削した廃棄物というのは場外で処分をせざるを得ないということを知っているんですけども、県はそれは場外で処分すると、掘削して出てきた廃棄物っていうのは場外で処分するというふうにご考慮されるのか、またそのときにその廃棄物以外の土砂に関してはどんなふうにご考慮されるのか、ちょっと聞かせていただきたいんです。

室長：法律の解釈上で、環境省としっかり詰めないかなあというふうにはまず思っています。私どもは、深掘り箇所是正の時は、その刑事告発があり、埋め戻しについて事業者に指示を、埋め戻しなさいということで廃棄物を入れさしました。ところがそれ以降の環境省の見解の中では、それはおかしい、そのことはいいんですが、ひとつは処分場として許可を取消しをしています。これは法律事項で、破産したら取消しなさいというのが法律に書いてます。もう一つは、許可容量が、粘土層が修復、深掘りした時はどんだけあったか解ってませんでした。ところが、追加調査した上で、72万トンあるという中で、

それをもっぺんそれをそこへ持ってくるっていうのはおかしいんちゃうんかということで、要するに戻すということは、掘って元へ戻すというのはおかしいん違うんかということの、その一次的な見解を少し聞いてます。担当レベルで。私どもは少し、そこらへんについてはもう少し環境省と詰めたいと思ってます。環境省に協議をしていきたいというふうに思ってます。環境省の、要するに処分場からちょっとでもこう動かしたら、もうそこへ戻せへんと、外へ出すっちゃうのもなかなか理解できん部分がありますんで、そこらへんをもう少し環境省と詰めたいと思うんですが、それよりも大きな問題で今、対策工としてどうするかということに、今ちょっと。

住民：対策してもらう時に私たちは有害な物を調べて出して欲しいと言ってるわけですよ。その時に、今もう許可が取り消されてる処分場で、掘ったら掘った物は全部、ゴミっていうのは廃棄物の処理場で処理せなあかんわけやから、それは出しなさいってことになったら、すごい費用がかかるわけですよ。

室長：掘った限りは出せということであればね。

住民：そこら辺を、そういうことも詰めていただかないと、私たちは、今現在になって、県はそりゃ、「固まってあれば出します」っておっしゃってますけども、もう水に出てきてる浸透水・地下水に出る有害物っていうのは、処分場の中にあるわけで、やっぱり出していただきたい。有害な物は出していただきたいと十年間ずっと言い続けてきているんですけども、そういう考え方を住民は持っているわけね。で、それに対してその許可が取り消されたらそうになってしまうという。だからこれが今日の資料の中の8ページの平成20年5月28日の許可が、措置命令がかけられてるのと同じ日に許可が取り消されているということでしたら、そこはちゃんと「処分場の許可の取消し」という一文を入れていただきたいなということ。と、県の対策委員会があった時には、近い将来そうなるだろうということが、18年の6月19日に破産の手続きが開始されたことによって、近い将来そういうふうに管財人から届出があれば法律的にそれは取り消さなければならぬということになってますから、それで許可取り消すということになりますということを、私は県の対策委員会でキチッと説明していただいた上で、それまで時間があつたわけですよ、その許可が取り消されるというまでね。ま、追加調査もしていただいて、実際に容量も72万^mあるということが解ったり、いろいろあつたわけですけども、その間にもうちょっと調べていただきたいこともあつたわけですよ、私らとすればね。それやったらもうちょっとこうして調べた方が良かったん違うかとかね、今やったらそれこそ廃棄物動かすのにお金がかかる状態で、調べるのもどうして調べるのがいいのかという問題も生じてくるわけね。だから、キチッと私ね、今こうやって対策で膠着状態や云々話になってますけども、こうなったひとつの原因っていうのは、キチッとそういう状況を共有できるように、そういう情報いただけなかったこと。そのことで、すごく混乱してしまってるということがあると思うんです。で、県の対策委員会の中で、私は粘土層修復案出させていただけてますけども、そうしたら実際に、あの案の中では「粘土層修復の時に出てきた廃棄物は戻して、廃棄物土は外に出す」ということを提案してるわけですけども。出した物は全部そうしたら今許可取り消されたら、原則そうやって処理しなくちゃいけないということやったら、全部費用がかかってしまうわけで

すよね。全然その根本から考えるベースが違ったら、できあがるもんが全然違うわけですよ。そんな中で1年3ヶ月ね、議論して来たんかと思うと、私は本当にもったいなかったなと。もっと絞ってね、本当に何をどう調べて何を出すという、こういう今県がおっしゃってるみたいにね、濃いもん出したいんやと、後々浄化のこと考えたらおっしゃってるその部分にしてもそうですけど、見つけたもん、もっとキチッと何を出すべきかということをおの中で議論して、
を出しましょという結論なり、許可を取り消されるということはこういう事態になるから、その時にはどういう対策があるんやということをおね。本当に話し合うことができたならこんな後々、県の対策委員会がA2案出した後、県はD案やて、こんな本当にごちゃごちゃにならなかつたんやないかなって私は思ってるんで、キチッとやっぱり情報っていうのは共有できるように出していただきたいっていうふうに思ってるんです。元従業員の方の証言も、情報公開でされた方の話だと、半分くらい消えてると、黒塗りにしてあると。その方の名前とか、特定できるような情報とかはいらんですけども、あの処分場に何をいつ頃埋めたんだということをお、消されてるんであれば、それはキチッと全部出していただいた上で、こんな状況っていうか、県が知ってる情報と、私たちが知ってる情報っていうのは違う中でしゃべっていたら、そりゃ噛み合わないですよ。だからやっぱり出していただくことで、私は話を、第三者の方入れなくても話をしていけるんやったらしていけると思いますし、実際にこの新たな対策工を実施計画の中にお書くとするならば、結局専門家の意見をいただかなかつたら、それは環境省のほうにおあげていけないという仕組みになってるみたいなので、そこは何か県と住民とでお話し合っ、本当におそこをお良くするためにはどういう対策がいいのかと、住民がお言ってるその「有害なもんは除けてくれ」という部分をどれだけ組み込めるのかということをおね、私はやっぱり真剣に考えていただいて、効果的や経済的やいろいろあります、それは法律的に書いてある言葉です。でも、それは実際の思いをどうそこへ乗せていくのかと、そういうことまで乗せていくのかという工夫というか、そういうお仕事を県の方にしておいただきたいなというふうに思うんです。私らでは法律的にどういうことまで表現したらうまいこと効果的や経済的やていう言葉にお当てはまるんやというのはね、なかなか難しい部分もあるのをおね、そこはやっぱり行政の方がそれに対応できるように、て言うか特措法の支援が受けられるような形で言葉にしておいただいて、出していただけるような形になるのが私一番いいなというふうに思ってるんですけども。どっちにしてもっていうか、誰か専門家の方の助言をいただきながら、新たな案を作るといふのであれば、そういうことは必要なのかなと思っ、

室長：情報公開につきましては、今、情報公開請求がきてまして、私ども元従業員の証言については、非常に影響等が大きいので、非公開にさせていただきます。措置命令をかけるということは、この対策事業の規模から言いますと、措置命令をかけられた方はおそらく自己破産するしか仕方ないというくらいにお追い詰められると考慮しております。そういう状況にお陥ったことによっ、証言いただいた方に影響が出ないようにしたいと思っ、

そういう中でお情報公開条例に基づく条文を私どもなりに解釈して、非公開にさせていただきます訳ですが、それについては、幸いにも、幸いにもというのですか、異議申し立てがお出ておりますので、異議申し立ての中でお公文書審査会というものがござ、

いますので、その審査会の手続きを経た上で、出せる分については出していきたくないと、

思っ、

ただ、措置命令をかけますと、基本的にはおそらく滞納処分の例によ

って、税金の滞納と同じような措置を県が講じることができます。たとえば10億かかれ
ば10億、今年度の焼却炉撤去とかそういうお金を全部求償していくことになります。そ
うすると対象になった方の、反発あるかどうかわかりませんが、証言してもらった人の
話というのは、やはりどうしても隠したいし、そういう条件の中で話している部分もあ
りますので、ご理解いただきたいと思うのです。そうしないと、公開出すと誰がお見え
いただいても出さないといけなくなります。

住民：そうなのではなく、みんなに言うべきです。どなたが言っていると言うことはいい
ですので、あそこに埋まっているものには何がありますと、県として聞いているのです
ということ、住民にというか説明会の中で話をすべきだと思います。

室長：それは資料の調整の中で、そういう証言いただいた方に影響を与えない形で最大限
配慮をした上でやらないとなかなか難しいところがございます。滞納処分というのは、
裁判所に訴えなくて、県が独自に取り立てを行うことができますので、それだけ強権力
がありますのでそれに見合った対応をさせていただきたい。ご理解をいただきたい。

住民：誰が言ったということまで私たちも求めているのではなく、何が埋められているか
を求めているわけです。

室長：私どもの資料の中で、こういう証言があったということの整理させていただく必要
があると思いますし、先ほどの説明の中で第三者委員会の中で有害物調査をどうするの
かということも議論していくべきやと思いますので、その中で資料を調整した上で、示
させていただきたいと思います。

住民：処分場が取り消されたということですが、今はそうすると処分場がなくなったとい
うことは、RD 安定型処分場というよび方ではなくてどうなるのですか。単なる山林とな
るのですか。

室長：許可を取り消したというだけです。というのは、一つあったのは許可のままおいて
おくと、今、管財業務になっていますね。許可を誰かが継承するのは困るなというこ
を考えました。なにも動かさせませんけどもね。そういう思いもあって取り消したもので
す。法律上もありますので。

住民：法律で決まっているのです。そんな思いも何もありません。

室長：そういう意味合いの中で、許可のまま、承継されると困るので。処分場施設をです
ね。そういうこともあって法律でも決まっているのかと思うのですが。

住民：処分場を取り消したと言うことは、処分場でないということですか。それとも取り消
したのだけでも処分場だということですか。

室長：処分場です。だから許可のない処分場というのがいいかもしれない。

住民：そういうものがあるわけですか。

室長：ゴミが埋まっている・・・。

住民：ゴミというのは、違法な廃棄物ということですか。

室長：違法な埋め立てもされていますし、元々 40 万立米、追認という問題を除いたらその前は 27 万しかなかったわけですから。

住民：その辺の法的な解釈をまた、説明いただければありがたい。そしたら廃掃法で管理されているということですね。網がかかっているということですね。

室長：施設許可を取り消しただけです。

主幹(卯田)：網としたらかかっています。処分場が廃止されたら、廃掃法はかかってこないですが、廃止されていませんので。廃止と許可取り消しとは違いますので。

住民：廃止基準を守ってくださいと主張しているが生きているということ。維持管理基準は生きているのか。

主幹：維持管理基準というか、その場所が全く害がないならば外れるのですが、ゴミが埋まっていますので。そこにあるということで、支障がなくなっても、そこにゴミが埋まっているということであれば、廃掃法の中でその場所がゴミが埋まっている場所ですよという登録しないといけません。それは、その跡地利用等に係ることで、例えば開発されればゴミが埋まっているという事実を元に開発しなくてはなりません。管理は処分場の廃止基準がクリアできるまでは管理しないとけないというものがあります。

住民：わかりました。5 ページに「安定型処分場の概要」とありますが、もうちょっとキチッと書かないかとか、追認の件はどうなってるのか、処分場の経緯のところでは言われてましたけど、それだけではなく、その下に現在 72 万立米あるという事実ですよ。当初 24 万立米許可されたのだが、平成 10 年ですか、追認された。どういう理由で追認されたという、そういうもろもろの経過を書いてほしいのと、現状どれだけあるのかと、どれだけの違法なものが埋め立てられているのかという、そういう現状が全く書かれていない。それをきちんと書いていただきたい。どこにも違法行為、違法な埋め立て物というのがどこにもない。お願いします。

室長：この分については、また、こういうふう書き加えたらどうやというようなご意見をいただいた上で修正も訂正もした上で、今回は配るつもりもございませんので。

住民：わかりますけど、県はそう言いつつ、この資料が県議会、県の委員会、環境省へ、ととととと持って行かれる可能性があるのではないかなということをお大変心配してい

ます。だから、きちっと直したやつにしていだきたい。これが我々住民に届けられたということは、他にも出されるということですから。県の考え、県庁の中、対策室の中でこれが我々の考え方だということが徹底されるのではないかと危惧を抱いています。今までの経過から。

住民：この資料は説明会に出されるのですか。

室長：出しません。

住民：出さないのなら抹消してください。こんなもの。

室長：次の住民説明会にはこれは出すなと言われていました。

住民：それは誰が出すなと言ったのですか

室長：この間の4月30日の説明会で。

住民：県の検証委員会のね、許可オーバーを十分反省して、知事も毅然とした対応ができませんでした、すいませんでしたという流れの中で、違法な廃棄物がどこにもきちんと乗ってないのが大変残念です。

室長：環境省の協議につきましては、実施計画書を作っていないといけません。実施計画書というものを協議というか、環境省とか財団の協議は、基本的にそれをもとにやりますので。それをまた対策工が決まれば、皆さんに案としてお示しした上で、こういうものを出しますという説明をさせていただきます。長いですから一字一句とすることではありませんが、こういうものを出しますということはお案内をさせていただきます。そういう時期が来れば、そこら辺でこってりと言っていたらと。環境省と相談した上で、「こういう程度にしとけ」ということもありますので、この辺はまた説明させていただきます。もっと細かいものがありますので。

住民：19ページ「処分場調査の概要」とありますが、どういう意味なのという思いがあることと、現状がどうなのと、なんかただ単に有害物をあげたような感じがしますけど。平均値が基準値を超過している有害物質というのが、20年3月末と書いてありますが、県の対策委員会では平均値というのはやめまじょうと、あの時点では公文書にはあげていないと思うのですが、また復活したということですか。

室長：一定の整理をさせていただいたわけですので、これをしたから前の分は取り消したということではなく、対策委員会の報告書の素案についてもホームページで載せていますし、そうすると実施計画も全部となりますので。

住民：現にこういうふうにあがっていますので、こういうのは注意していただきたい。現状をこのまま映し出されているとは見られません。気をつけていただきたい。20ページ

「処分場調査の概要」というのがありますが、ヒ素や総水銀やカドミウムについて土壌由来というのはどこから来ているのですか。根拠は。土壌由来ということは元々あるよ。小野や上砥山の土地は汚染されていますよ、元々というふうに解釈するのですか。RD由来ではないとされているわけですね。

主幹：ヒ素については、今まで議論をいただいていますし、処分場内にヒ素があるの違うかという話も聞いています。ヒ素自体は、古琵琶湖層のよい粘土にあって、陶芸用の胚土、つまり陶器を焼くときに土をとられます。それは古琵琶湖層といわれまして、遠い昔に琵琶湖があった層です。その場所についてはかなり鉄分が多い。鉄分が多いということと琵琶湖の底であったことから何でもたまってしまう。特に花崗岩質、田上山地とかであるとか、そういうところからは花崗岩が出てますので、そういう所にはヒ素を含む鉱物類が多くあります。そういうものが昔の琵琶湖の底にたまったものがそういうところにあります。ヒ素がどうして出てくるのかと言いますと、今ヒ素は琵琶湖の周りの地下水からたくさん出ておりますが、処分場からは硫化水素が出ていますが、還元状態、酸素がない状態になりますと鉄が溶け出します。鉄が溶け出してくると、あわせてひっついていてヒ素が出てきますので、それがヒ素が出てくる原因になるだろうと思います。

住民：処分場由来ではないという、

主幹：処分場由来ではないだろうと。処分場由来であるならば、処分場の内にヒ素が溶出してくるようなものがあれば、そういうことかということになるのですが、今までの調査の中ではボーリング調査、ケーシング調査などさせていただいたが、ヒ素が溶出してくる、ドラム缶の中からはかなり高いヒ素が溶出してくるということは見つけれませんでしたので。また、ヒ素が検出されている場所、特に北尾団地側の No.2、あそこについてはヒ素の濃度がずうっと一定値で出ています。大体環境基準の、0.01 くらいの上になったり下になったりということですと出てくるということもありまして、何か処分場由来のものがたくさんあるならば高くなったり低くなったりするはずだが、一定で出ています。また、処分場内でヒ素が出てきているのだが、濾過したら出てこない。溶け出していないというものでございますので、ある一定は処分場の土壌にあるとか、もともとそこにあった古琵琶湖層の粘土等が影響しているのではないかと推定されると。確認はしていない。

住民：県のデータから言いますと、環境基準 0.01 を出たり入ったりしているという状況、どこにもヒ素というものがあるというのは理解できますし、そういう状況にあるということもわかります。特に北尾側はどちらかというと上流側で、RD から汚染されている可能性は、ないとは言えませんが影響が少ないところですね。県のデータからはそうかもしれませんが、栗東市のデータから見てどう判断されますか。

主幹：特にどこの場所ですか。

住民：事前の 2 とか事前の 7 です。

主幹：事前の2とか7については、鉄分がかなり高いところです。あそこは立ち会いいただいているかと思いますが、鉄分がかなり高くてそのままの水は汲み上げられない。本来ならば全水を検体とされるというのが本来の業務だと思うのですが。ただもろもろがかなり多いのである程度沈殿させて上澄みを調査しているという状況です。

住民：平常と比べて鉄分はどれくらい多いのですか。

主幹：鉄分は栗東市が測っておられませんので、うちの方のデータでどうかとはわかりません。

住民：その井戸だけで出ているのですか。

主幹：鉄分が多いということについては、鉄分とヒ素の割合がほぼ一定、同じくらいに入っていますから。

住民：自然に鉄分が多くあるということですか。

主幹：多くあるかもわからない。うちの方ではわかりません。

住民：処分場にある鉄くず由来ではないのですか。

主幹：鉄くず自体にヒ素が含まれているかということ、金属類等については全くヒ素が含まれていないものはほとんどありません。

住民：市のデータから見ると、基準の5倍から10倍の間と言っているのです。

主幹：それは溶け出している状態のものではないので。

住民：それは県の考え方なので。我々は基準を超えてたらね。

室長：そういう話は、第三者協議の中で、議論いただければ。

住民：土壌由来というのは、県の対策委員も専門家も入れて、水が汚染されているかどうかという報告があがっているはずですが。そこではどういう報告があがっていますか。ヒ素が自然由来とされていますか。

主幹：特定できないとされている。処分場由来かもしれないし、自然由来かもしれない。

住民：処分場由来として他のものと一緒にあがっているのではないですか。

室長：そこらへんは議論して行って。冒頭申し上げたのはね、たとえば有害物は自然由来であればどんな対策を打っても、講じられないです。それを目標にするのは困るので、

そういうのは整理しているということでございます。科学的な議論をしていただければいいと思うのですが。鉛が出ていてそれは止めます、ダイオキシンは止めますと自然由来のものは止めるわけですから、たとえばホウ素は止まって、ヒ素は止まらないということはあり得ないと思うのですが、基本的に目標とした処分場の周辺の地下水の状況はどうやと。

住民：県の考えですね。

室長：県の考えと言われればそうかもしれませんが、中立的な中で話していきたいと思えますので。

住民：私は処分場の中をあわせて言っている。土壌由来とされていますが、汚泥やいろんなものがたくさん投入されたということは県の方でも調査されていると思うのですが、汚泥とかそういうものからは想定できないのですか。証言の中からは想定できないのですか。こんなもん一方的に書かれていますよ。都合のいいように。県の対策委員会ではそういう状況ではなかった。水銀にしても処分場の中に水銀出ていますから。高濃度で。

室長：それはまた。

住民：29 ページ「よりよい浄化策」とありますが、その左に 、 、 とありますが、4 番目ですが処分場の県有地化の検討ですよね、将来県有地化を視野に入れて検討とありますが、これは後退したのですか。断定したのではなかったのですか。

室長：そういうことで説明させていただいています。ただ、現時点では「よりよい原位置浄化策」25 年までにできないので、少しこの辺は。これは議会で答弁したものを整理したものです。実際説明会でも県有地化したいと、させてもらおうと説明させてもらう。

住民：そんなことないですよ。視野に入れてでは、視野では困るのです。

室長：現時点では、産廃特措法期限切れる中で、この部分については、将来的にどうなるかちょっと微妙なものです。

住民：微妙ってなんですか。特措法が延長されようがどうしようがここは県有地化してくださるでしょ。

室長：それはわからない。見送ったというのはその範疇です。

住民：ええっ。見送って県有地化せんと。

室長：私どもが言っているのは、破産管財業務はいつまでもできない。何とか持っておいとくれと。そのあと県にということで、その目標値は 25 年の 3 月くらいやと。特措法の期限くらいやということで説明させていただいた訳ですが。それがどうなるかわからな

いとなると、管財人が管財業務を進める可能性がある。債権者と話をどうするかと。私どもすでに話して、もう少し延ばしてもらうように協議はしております。今こういう状況になったという説明は、管財人にも説明させていただいて、京都地裁の判事にも説明させていただいて、そしてもう少し管財業務様子見てくれと。第三者協議を進めるのでと。それについては今のところ了承してくれておりますので。

住民：所有者が県でなくなる可能性もあるのか。

室長：まず県有地化を視野に入れております。ただ、管財業務が終わってしまうと、管財業務の中で県有地を考えていたわけです。破産管財人の弁護士は県有地化を提案してくれましたね。これはあくまで管財業務の中での話になりますので、管財業務をいつまでも債権者あるのでほっとけないと判断されるとその辺がちょっとグレーになるので。私どもはこういう状態になった段階で既に頼みに行っています。こういう状況やから待ってくれと、待ちますとってはありますが、いつまでということではないので、ある意味後退している部分は、前よりは。ただ、待ってつけていますので。

住民：昨日ですね、北尾の自治会長さんと話したのですが、北尾の方は県の話に同意しますとされていますよね。その中で県がここを取得して責任持ってやるのだと説明を受けた。だからそれを信じている。国の方もそれをもって責任もって最後までやっているのだ、勿論有害物は撤去してくれというの、私どもと同じように申し入れてるんやと、ただ、現実的にいえば県はそこまで踏み込んでくれたんやと。判断する材料の一部に入れているのです。これを見るといや違いますよと。

室長：いや違います。県有地化にしますと、説明させていただいて、やってきたわけです。皆さんに説明してきた、けど、結果的に評価いただけなかった部分があるわけですね。これは議会で答弁したことを整理したものですから。

住民：住民に言うことと、議会で言うことと違うのか。

室長：議会で言ったことで、住民説明会の中で県有地化を進めますとこういう説明をさせてもらったのだけど、そうは聞いてもらえなかったのかな。

住民：聞いています。聞いてた上で、この文言はね、後退したように見える。

室長：それは一緒です。ただ現時点では、管財人からうちへという話は、少し期限がよくわからなくなりましたので、少しグレーが入ってきてますけど、話はしてますので管財業務をどんどん進めていくという状況ではありませんと、そういう説明をさせていただいたわけです。

住民：そのことは各自治会に説明せなえらいことになりますよ。

室長：えらいことって、私どもは県有地化ということで説明してきていただき、それは何

も変わりありません。

住民：これは、議会へ説明したことを書いたということでしょう。

室長：だから中立的第三者に。

住民：議会への答弁と住民への説明がおかしいですね。

住民：だからね、何十億もかけてあそこを浄化するわけですから、その浄化する土地を県が取得するというのは基本的には当たり前のことじゃないですか。そうでないと県の税金をつぎ込んだ上で、県が持たないということはおかしいから、基本的に早くしたらいいわけですよ。管財人はただでもいいから渡しますよと言っているわけですよ。違うのですか。私にでも、あなたにでもあげますよ。固定資産税払うのが嫌だから、あなたにもあげますよ。私が名乗りあげたら私の名義になるわけですよ。そのような状態であるのに、県が何を躊躇しているんですか。

室長：廃棄物処理法の世界の中では、こういうことでやった土地については基本的に売ってしまう。県が差し押さえして。これが原則です。その土地を差し押さえして価値が出てきたら売ってしまうのが原則です。たとえば措置命令かけて、その人が金払わなければ、土地を差し押さえます。その人の土地はどうするかというと、基本的に競売に付すというのが原則です。だからバイパスの工事が進んできまして、将来的には、あの土地というのは、今は負の財産ですけど、場合によっては支障が出てこなかったら価値が出てきます。その場合は県は所有するのが当たり前でなく、法律上は売ってしまう。それが原則なのです。それを売らんと県有地化ということでさせていただく。そういうことなのです。

住民：管財人にほったらかして、ゆだねとくのではなく、県はちゃんとした姿勢をはっきり示して、あそこは県で所有するということが新聞でも発表されているわけだから、早く手続きしたらいいんじゃないですか。

室長：そういうふうにおっしゃるところだと思のですが、今の処分場は地下水汚染等が出ているわけです。他人に迷惑かけている土地なのです。その状態で県が持つということにはできない。やっぱり対策うって、外に迷惑かけない状況を確認した上でないと。

住民：どっちにしる同じであって。

室長：それはそういう理解していただきたい。他人に迷惑かけている状況なのです、あそこは。それは、きちんと止めてからでないと所有できない。そういう理解はしていただきたい。

住民：さきほど緊急対策について説明していただいたときに、焼却炉の解体撤去が入っていますが、どういうふうにかというか、入札があって設計ができた段階で、どんなふうにか

あそこを解体すると私たちに説明していただけるわけですか。焼却炉の解体撤去ね。

室長：焼却炉の解体撤去させていただくという説明をした上で、詳細設計しないと具体的な話はさせていただけないので。

副参事：そうですね。

住民：炉を解体する時のマニュアルは滋賀県にはないというわけですよね。そしたら何を
持ってというか、どういうふうな・・・。

副参事：能勢の焼却炉で問題があって、全国ベースのマニュアルはありますので、そのへ
んに基づいてどうするかというのを検討していくということでございます。

住民：そうですね。うちの委員会でもそういう話が出ていて、解体していただくのはいい
ですけども、ダイオキシンの飛散というのを心配されているので、その辺の説明をして
いただけた方がいいと思います。この緊急対策というのは、合同説明会で説明していただ
いて、説明したらもう取りかかるということではなくて、先ほどのご挨拶の中では、
合同説明会して、また自治会の役員さんに集まって議論していただいてということ、
ちらっとおっしゃってましたけれども、どういう形で・・・。

室長：合同説明会で緊急対策の説明をさせていただいて、第三者のことも説明させていただ
いて、そして、その内容についてうちの自治会、もうちょっと人が少ないから地元来
て説明せいと言っていたら私ども寄せていただくという説明をさせていただいた。
詳細設計ができた段階で、どういう形で説明させていただくかというのは、また協議さ
せていただきたいと思います。ただ隣接地につきましては、工事でいろいろと迷惑かけ
る可能性もございます。ダンプの出入りとか、いろんなことをしないとイケない可能性
がございますので。それはまた説明していかなあかんかなと思っています。

住民：説明をしたらもう進めていくというか、住民さんにある程度納得してもらって、進
めるということなのか、いやもう説明をさせていただいたら後は詳細設計にかけてその
まま流れでやっていくということなのか、そこら辺どうですか。

室長：昨年ですね、詳細設計発注してて、同意ないままにという経緯がございます。それ
につきましては、ご説明させていただいたら、まずは詳細設計させていただいて、その
内容が説明できるようにしていきたいと思っています。その内容によっては、またいろ
いろと考えていきたいと思いますが、今のところは、説明させていただいて、詳細設計
にかかりたい。その内容をまた説明させていただく。その詳細設計の内容によってはど
ういう形で説明したらいいのか、またご相談いただくことがあると思います。

住民：ということは住民の同意は無しでいくということですか。

住民：これやめてくれとか、待ってくれ後に回してくれとかということは無しということ

ですか。

室長：これはもうほっとけない部分で、緊急でやらせていただく部分でございますのでね。やっぱり抜本的な対策工と違いますのでね、焼却炉についてもかなりご心配やと言っていていただいている部分ですし、水処理施設も経堂池の関係がありますので、ある程度させてほしいなと思っています。

住民：この中で心配しているのは覆土工と書いてある部分です。覆土ってここで出てきて、緊急的な対策の覆土というのは何のためにというか、措置命令をかけられてて、それを代執行するということは、一回やれば、それで終わりですよね。ここに覆土入れておられるということは、恒久的な対策が終わった後で、覆土してきちんとしますとおっしゃるのはわかりますが、ここに入っているのはどうなのかなというのが一つと、今日説明して下さった資料の薄い方の4ページに簡単にしか、簡単にしか今日は言っていないですけども、詳細設計をするにあたって、こういうことを詳細設計してくださいというものが、県としてあると思うのですよね。それは調査及び設計支障除去対策工の中のAの中で5000万と、ざくっと言われましたけれども、調査に3000万と設計に2000万ですか。県議会の委員会で大体それくらいかなというふうな、なかでというか。この辺がちょっとどういうこと、まあ言葉ではこう書いてあるけど、どういう内容まで含むのかということがちょっとわからないのです。今日説明していただいた中では。そこをもう少し、これに基づいて詳細設計していただきますというような元になるものを、もうちょっときちんと出していただきたいなと。

室長：仕様書のことですか。

住民：仕様書みたいなことですね。仕様書の案みたいな、大体ざくっとこんなことを考えてますというものです。出していただく中で、こちらの意見も入れていただけるようなというか、考えていただけるような。

室長：どんな意見になりますか。

住民：それは、どういうことを考えておられるか言っていないと、この部分こうしてくださいと言えないじゃないですか。

室長：基本的に焼却炉ダイオキシンが飛散すると困りますし、そういうことがしないように万全を期さないといけない。

住民：焼却炉の解体撤去についてはいい。

住民：焼却炉はそれでええんやわ。ようは覆土とか。

室長：覆土というのは、いずれの対策工にあっても一番最後にするものです。それを、今、途中でやろうとしているわけですね。県の勝手というか、本来なら一番最後にやるもの

を。その中で、措置命令の相手方である に、2回やったら2回分請求できるかという
うとできないと思う。どっちみちは払えないと思いますが、何十億とか何百億とかいう
話になってくると。そういう中であって、請求するのをどっちでするかという程度のこ
とであって、できないということは言っていないのだが。やらないとかは言っていない
のですけども。

住民：手戻りせんようにと。

室長：できるだけ手戻りしないというのは、一般的な経費削減の観点の中からやらないけ
ないわけですけど、じゃあ一度してしまったら、もう県は二度とせんのだというような
ことは言った覚えがないのですけど、そういう話が流れているようなことは聞いている
んですけど。

住民：覆土 50 センチでもしてしめてね。今それこそ粘土層修復してくださいと言ってもそ
れをまた出してもらわないとあかんわけですよ。許可取り消された処分場で、覆土の分
だって他の廃棄物と区別して取り出すって言ったとき、その土は取り出せるのかという
と、また重機で 50 センチの覆土分だけ取り出すというのは大変なので、結局全部取り出
すというのは処理費用がかさむわけじゃないですか。もし出すということを前提に考え
た場合ですよ。覆土というときに、私はそんな土でしていただく必要はない、雨水が入
らないようになら、シートで土嚢でもおいて飛ばないようにすれば、次の抜本的対策に
入りやすいのかなと思うのと、あと周辺環境影響調査のなかでモニタリングの費用だけ
が入っているのですか。

室長：覆土の関係ですが、50 センチ例えばしたとすると、それを 50 センチ重機で削るこ
とはできます。それは廃棄物じゃなしに残土ですね。だから廃棄物は埋め戻しはできな
いのですけども、残土は産業廃棄物じゃないので、環境省の見解を確認しますけども、そ
れはうち自由にできると思います。もう一つ、周辺環境については、今までは周辺で 900
万ぐらいの予算もってました。下流方向にどういう影響を与えているんだと栗東市さん
と協議してどういうところにうちとして手を入れていくか、後 600 万ほど積んで調べよ
うとしています。それについては栗東市さんと連携をしながら、例えば、栗東市の NO.3、
NO.7 では総水銀では環境基準超えてますけども、シス 1, 2 は環境基準以下やと思って
ます。そこら辺の推移がどうなっているとか、栗東市さんの調べることとうちが調べる
ことで下流方向にどんな影響があるのかというのを調べるために今年増額でお願いした。

住民：それは既存の井戸を使ってするということですね。

室長：基本的にはその考え方です。

住民：その中に通常のモニタリングの費用も入っている？

室長：だから通常のモニタリング費用が 900 万、別途下流方向が 600 万あわせて 1500 万、
で 600 万の方は少し時間がかかる、栗東市さんと協議する必要があるのです。

住民：通常のモニタリングの時にしていただいているのは、浸透水は年に何回か増やしていただいているんですけど、項目としてダイオキシンを調べてないんです。だからキチッと中の地下水でどれだけのものが出ているのかと調べていただいて、それが外にどう影響しているのかという部分では、せめて3回、4回していただきたいんですけども、ダイオキシン高いので最低でも1回はキチッと調べておく必要があるのではと思いますのでよろしくお願いします。

室長：モニタリングのやり方については考えてますので、そのやり方についてはまた説明をする機会があるかもしれません。

住民：緊急対策のなかで水処理施設の稼働というのがありますが、今まで動かしたことはないんですね。RD社が作った水処理施設を修理して使うということですね。

室長：修理ということでなしに、臨時的に維持管理運転を。

住民：能力はどれくらいあるんですか

室長：日常110tくらいある。

住民：浄化した水を排水路に流すということですね

室長：下水に流します。

住民：水処理施設を入れる井戸はどれくらいのをここに設置するのですか

室長：水処理施設の処理水を下水につなぐ...

住民：そうじゃなしに地下から吸い上げるんでしょ

室長：今は浸透水の部分しか吸い上げる施設しか作れてないんですよ。

住民：そしたら地下水を汲み上げるのではなくに。上澄みが流れてくるのを沈砂池に貯めてその水をやるだけですか

室長：今はRD社に作らせたのは浸透水を浄化するためにその井戸を汲み上げるようになっている、地下水をどうするかというのは少し検討事項です。

住民：検討やなしに、緊急対策として、用水というのはものすごい大切なこと、この問題が起こって10年間何もせずに垂れ流し。垂れ流しをどこかで食い止めないかん。食い止めるために地下水を揚水する井戸を下流側にずっと設けなければならない、遮水壁をする前にでも。例えば焼却炉を解体するにしてもこれが汚水として地下水に入って何年

か先にここへ流れてきよる。地下水というのが問題にされている。地下水を揚水して処理施設をフル稼働して揚水しなければならない。沈砂池にたまる水なんてしれてますよ。地下水から汲み上げて初めて意味があるんですよ

室長：平成 14 年くらいに RD 社が水処理施設を作った。そのとき RD 社が地下水もやりたいというなかで、住民協議で地下水はあかんという話があったと引き継ぎで聞いている。というのは水の道ができるとか言う話じゃなかったですか。

住民：まず、水処理施設の性能がどうなんやということで 本当に機能するのか、有害なものがとれるのかきちっと調べてくださいということだった。

室長：原水がどんだけで処理水がどんだけでいうのは分析結果を資料提供している。

住民：RD さんに県がさしているじゃないですか。一回調べなさいということで。調べたときにダイオキシンは入ったときのダイオキシンを調べんと出たときのを調べているので本当にこの水処理施設でどれだけダイオキシンがとれたかわからないですよという結果が出た。

主幹：それは一番はじめ。一番最後の時は 8 時間なり動かした後入れた水とその水がだいたい 7, 8 時間くらい後で出てきますので、朝 9 時頃に入れた水を汲んで出てくる水の時最後に出てくるのを 4 時頃に汲んでますから、その比率でダイオキシンが凝縮沈殿と活性炭で取るというのは確認してますし、今度下水道に入れるときは基準を守らなければいけないので、原水が基準をクリアできていないと流せませんので、それはちゃんと確認します。

室長：地下水も汲み上げるというのは私どもも思うところです。その辺は予算的にどこまでできるか検討しますけど。

住民：860 万の予算でそんなようけ井戸は掘れへんわ。

室長：そのへんはまたご意見いただいた上で。

住民：増額してもらおうように何とかかけあってください。

住民：以前、地下水を汲み上げるのを住民が反対したんやないかというニュアンスの話。

室長：なかったですか？

住民：その当時は、地下に穴を開けるといのは 地下を汚染するから県としては絶対にできないということやった。お願いしたんですよ。地下はどうなっているのか心配やしやってくれと。粘土層まで穴あけてできないということだった。その当時はなるほど思ったが。

室長：私も 16 年からしか来てませんので、14 年の話は引き継ぎとかでしか話してないので。ただ、地下水抜いて、対策委員会では 140 t ぐらい必要という試算がされている。それやとちょっと足りひんのです。ただ、日最大ですんで、ほぼいけるんじゃないかと思っている。

住民：これ毎日動かして 110 t ですか。

室長：1 日最大です。

副参事：毎日、毎日。

室長：雨が降ったときが多いので、梅雨どきがちょっと心配ですけども、降らなければ十分対応すると思っている。

住民：今までの推計のデータとかいろいろあるので。夏場か冬場か。どこにポイントをおくか。市のデータがキチッとあがってます。

住民：予算の確保はがんばってください。

室長：がんばりたいと思います。今日いろいろご意見いただいた内容は、整理させていただいて、また日程調整させていただいて、7 自治会を対象とする合同説明会をさせていただいて、ご意見いただいて、また協議させていただきたい。いろいろあるかと思いますが、まずはスタートを切らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

住民：ひとこと言い忘れたんですが、7 自治会対象の説明会はそれはそれでいいんですが、栗東市民に対しての説明を県としてしていただいて、そこで出た意見をまた 7 自治会に知らせて欲しいと思います。

室長：4 月 30 日の説明会のなかで周辺 7 自治会以外はどうするのやという意見がありました。そのときには、入ってもらえよという意見と、7 自治会でもまとまらないのに難しいという意見もあった。そういうことで、周辺 7 自治会の合同説明会ではご希望があれば傍聴という形でまずは入っていただこうかなと。それ以降どうするかはまた協議したいと思います。今までの経過からこの周辺 7 自治会の方にご苦労いただいて議論入っていただいているので、まずはその方々から話をさせていただきたい。

住民：その後でも結構ですし、市民対象に県民対象に、こういう問題があると、恒久対策するにしても税金を使ってするので説明していただく必要があると思う。説明会の日程ですけど、自治会のほうから案内を配ってもらえるんですね。

室長：申し訳ございませんけど、例えば ニューハイツやと 500 なんぼとか回覧やとなんぼとかをお伺いしますので。その前に自治会長さん等の日程調整をさせていただいたうえ

で、ご案内を配布いただいてさしていただきたいと思ってます。

住民：大きい自治会なので会員の方に届くのに 2、3 日かかる。(案内が届いて) 1 週間後ぐらいにあるのやというふうに時間の設定を考えて欲しい。

室長：周知期間も十分に考えて日程調整します

住民：だいたいいつ頃考えてますか？

室長：前は中旬と思ってましたが、もう中旬なので。早速、日程調整します。大変長時間ありがとうございました。